公益財団法人 ダイトロン福祉財団　第18回障害者福祉助成事業

成年後見業務における成年被後見人等の意思の尊重に関する調査

認定特定非営利活動法人あさがお

はじめに

本調査は、公益財団法人 ダイトロン福祉財団　第 18 回障害者福祉助成事業を活用し実施した、成年後見業務における成年被後見人等の意思の尊重に関するものである。

2000 年 4 月に施行された成年後見制度は今年 4 月、施行 20 年を迎えた。成年後見制度はその理念の一つに「自己決定の尊重」を掲げ、また、法律（民法）は成年後見人等に本人の意思を尊重すべき義務を定めた。この 20 年の間で「自己決定の尊重」や「本人の意思の尊重」はどれくらい意識して取り組まれてきたであろうか。さらに今日、いわゆる意思決定支援に関するガイドライン等も種々作成されており、本人の意思の重要性がより高まっている。

そこで、今後更に本人の意思が尊重される取り組みを進めるため、現在、成年後見人等が行っている状況について調査することとした。本調査の実施に当たっては、滋賀弁護士会所属の弁護士の皆さま、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート滋賀支部所属の司法書士の皆さま、公益社団法人滋賀県社会福祉士会ぱあとなあ所属の社会福祉士の皆さま、滋賀県内で法人後見を実施しておられる社会福祉法人、特定非営利活動法人の皆さまに多大なるご協力を頂いた。この紙面を借りて感謝の意を表する。

本調査で明らかになった現状を踏まえ、今後、成年後見制度の運用において更なる本人の意思の尊重に向けた取り組みを進めたい。

2020 年 5 月

認定特定非営利活動法人あさがお

「成年後見業務における成年被後見人等の意思の尊重に関する調査」

配　布	弁護士 : 67	
	司法書士 : 93	
	社会福祉士 : 132	
	法人後見を実施している法人 : 7団体	
回　収	弁護士 : 18	26.9%
	司法書士 : 41	44.1%
	社会福祉士 : 83	62.9%
	法人 : 6団体（35枚）	87.5%
	計 : 177	

調査期間 : 2020年1月17日～2月7日

Q1 あなたはどの資格を有していますか。
（複数の資格をお持ちの場合、主たる資格をお答えください。）【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
人数	18	41	83	35	177

全　　体

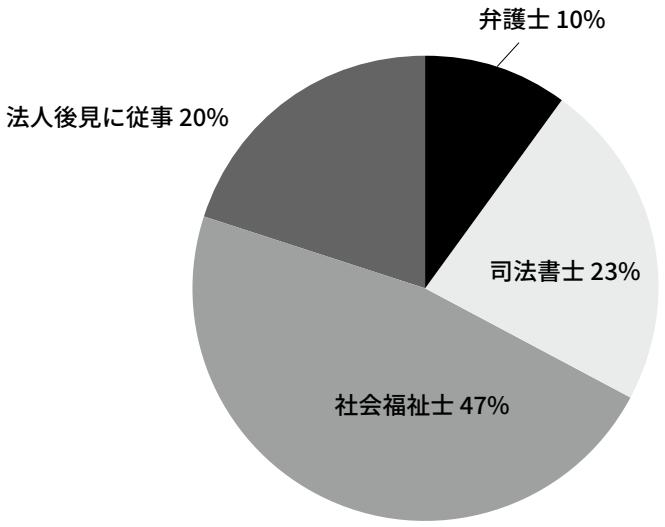

Q2 Q1で「弁護士」「司法書士」「社会福祉士」のいずれかを回答された場合、お答えください。
Q1で回答された資格について、保有期間はどれくらいですか。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A ～5年未満	0	6	8		14
B 5年以上～10年未満	5	10	19		34
C 10年以上～15年未満	10	14	13		37
D 15年以上～20年未満	3	4	17		24
E 20年以上	0	7	25		32
計	18	41	82		141

全体: 10年以上が66%を占める。5年以上では90%を占める。
弁護士:「10年以上～15年未満」が56%、「5年以上～10年未満」が28%を占める。
司法書士:「10年以上～15年未満」が34%、「5年以上～10年未満」が24%を占める。
社会福祉士:「20年以上」が30%、「5年以上～10年未満」が23%、「10年以上～15年未満」が21%を占める。

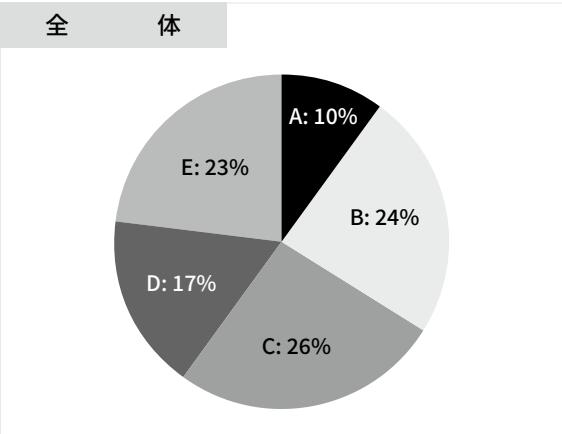

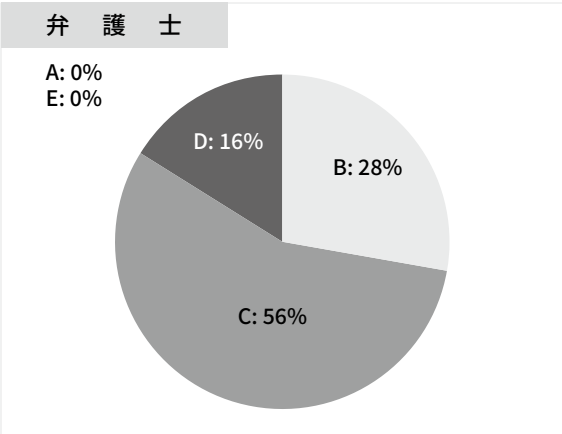

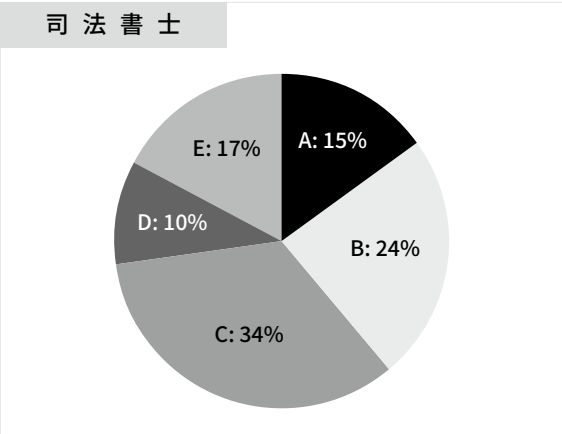

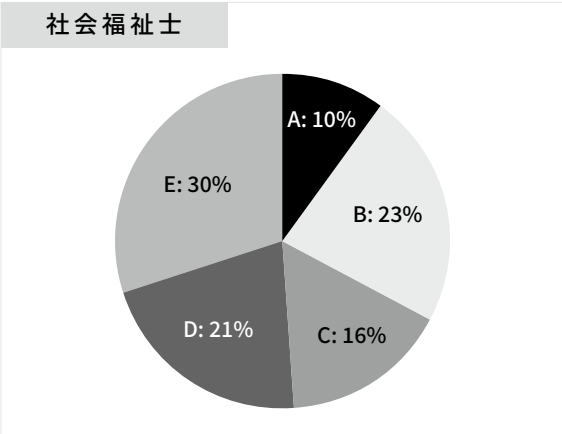

A: ～5年未満　B: 5年以上～10年未満　C: 10年以上～15年未満　D: 15年以上～20年未満　E: 20年以上

Q3 成年後見制度で初めて受任（法人後見に従事されている場合は「初めて担当」）してから現在までの年数はどれくらいですか。（2000年４月の成年後見制度となって以降で、禁治産・準禁治産制度の時期は考えません。）【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A ～1年未満	0	2	5	7	14
B 1年以上～2年未満	1	0	7	10	18
C 2年以上～3年未満	0	2	13	6	21
D 3年以上～4年未満	0	4	5	2	11
E 4年以上～5年未満	0	9	1	1	11
F 5年以上～10年未満	11	13	31	8	63
G 10年以上～15年未満	6	7	9	1	23
H 15年以上～20年未満	0	3	9	0	12
計	18	40	80	35	173

全体: 5年以上が57%を占める。
弁護士: 5年以上が94%を占める。
司法書士: 5年以上が57%を占める。
社会福祉士: 5年以上が61%を占める。
法人後見に従事: 5年以上が26%を占める。

全　　体

A: ～1 年未満
B: 1 年以上～2 年未満
C: 2 年以上～3 年未満
D: 3 年以上～4 年未満
E: 4 年以上～5 年未満
F: 5 年以上～10 年未満
G: 10 年以上～15 年未満
H: 15 年以上～20 年未満

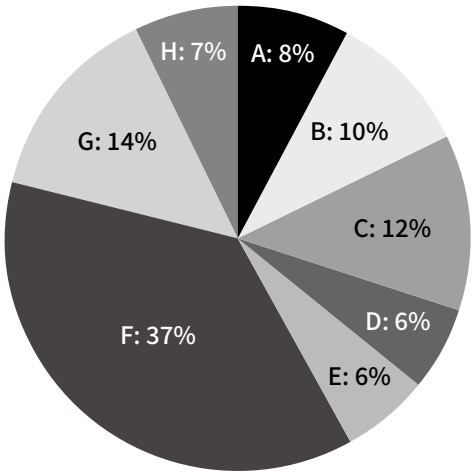

弁　護　士

A: 0%
C: 0%
D: 0%
E: 0%
H: 0%

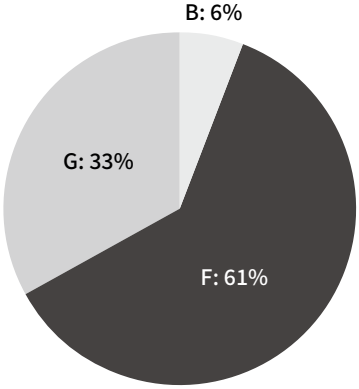

司 法 書 士

B: 0%

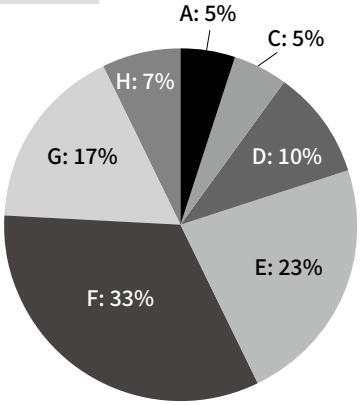

社会福祉士

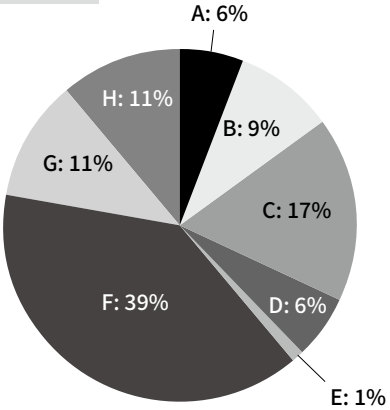

法人後見に従事

H: 0%

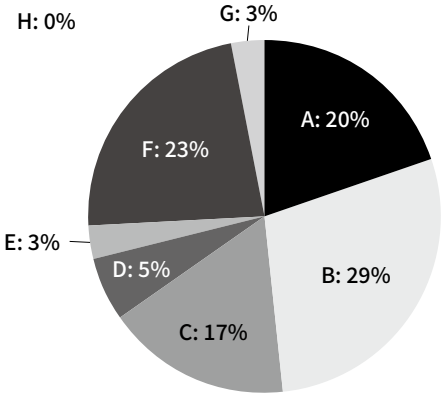

Q4 類型別受任件数（法人後見に従事されている場合は「担当件数」）をお答えください。

		弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
⑴ 2019年12月末日現在	後見人	42	231	257	133	663
	保佐人	17	98	120	63	298
	補助人	7	35	30	32	104
	計	66	364	407	228	1065
⑵ これまで受任した総件数（終了ケースを含む）	後見人	100	480	495	190	1265
	保佐人	25	138	160	84	407
	補助人	11	45	51	32	139
	計	136	663	706	306	1811

2019年12月末日現在での受任類型は、専門職ごとに大きな差は見られない。
「後見人」が60%程度
「保佐人」が30%程度
「補助人」が10%程度
を占める。

2019年12月末日現在

全　　体

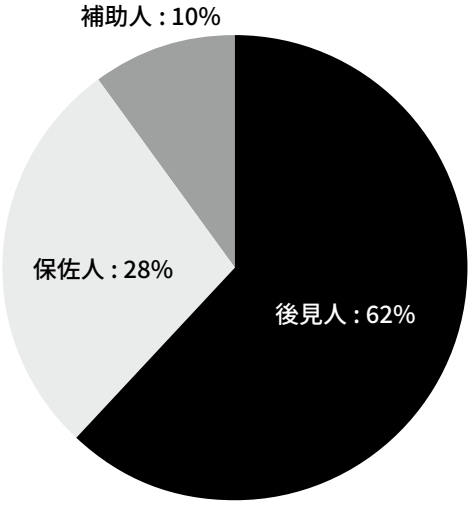

弁　護　士

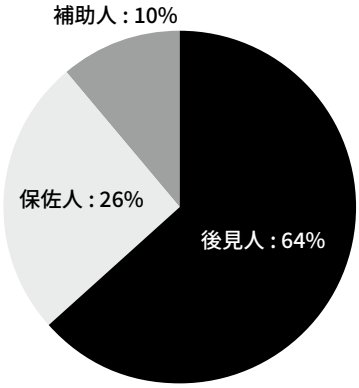

司 法 書 士

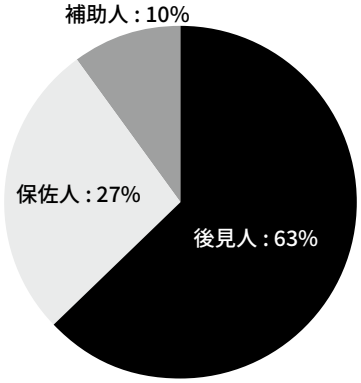

社会福祉士

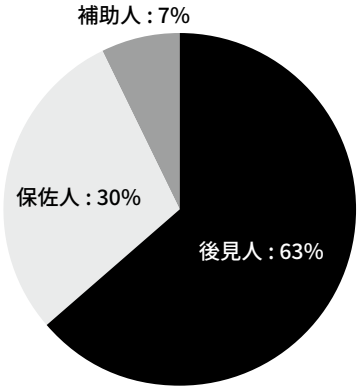

法人後見に従事

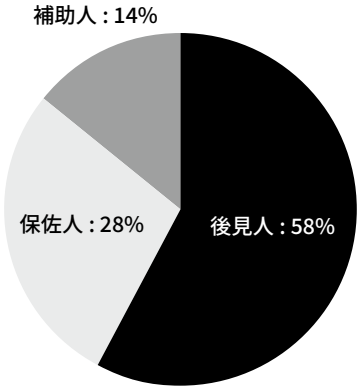

Q5 成年後見業務の比率をお答えください。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 財産管理と身上保護の両方だが、財産管理が中心である。	17	22	10	6	55
B 財産管理と身上保護の両方で、どちらも同程度である。	1	16	43	17	77
C 財産管理と身上保護の両方だが、身上保護が中心である。	0	1	22	12	35
D その他	0	1	5	0	6
計	18	40	80	35	173

その他

» まだ始まったばかりです。

» 普段は財産管理中心だが、入退院等の時期によって身上保護が中心になる場合がある。

» 弁護士との複数後見は身上監護が中心です。

» 契約事務がメインです。

» 現在受任していない。

専門職ごとで大きな違いが見られる。
弁護士:「財産管理が中心」が90%以上を占める。
司法書士:「財産管理が中心」が50%強、「どちらも同程度」が40%を占める。
社会福祉士、法人後見に従事:「どちらも同程度」が50〜55%程度、「身上保護が中心」が30〜35%程度を占める。

全　　体

A: 財産管理と身上保護の両方だが、財産管理が中心である。

B: 財産管理と身上保護の両方で、どちらも同程度である。

C: 財産管理と身上保護の両方だが、身上保護が中心である。

D: その他

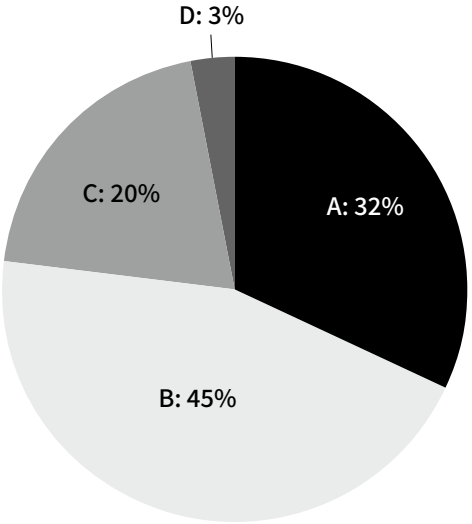

弁　護　士

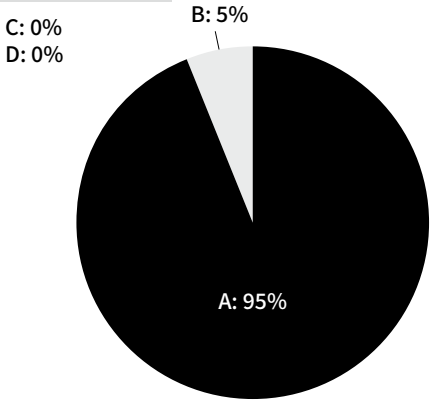

司 法 書 士

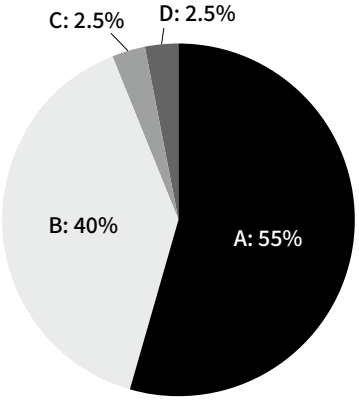

社会福祉士

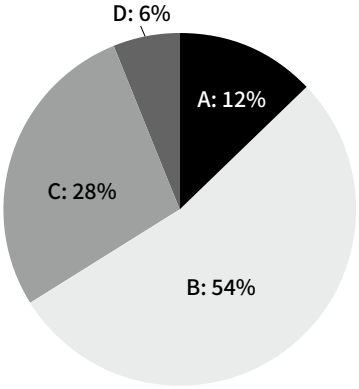

法人後見に従事

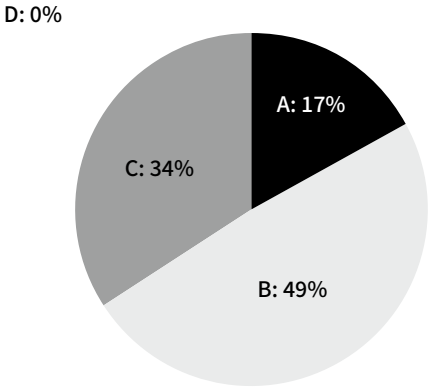

Q6 現在、受任（担当）されているケースについて、本人との“面会”頻度をお答えください。

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 1週間に1回程度	2	7	46	30	85
B 2週間に1回程度	3	12	48	46	109
C 1月に1回程度	8	190	281	133	612
D 1～2月に1回程度	7	42	8	4	61
E 2～3月に1回程度	6	51	3	2	62
F 3～4月に1回程度	7	22	0	2	31
G 4～5月に1回程度	0	2	0	0	2
H 6月～1年に1回程度	22	27	1	0	50
I 1年以上で1回程度	6	8	0	0	14
計	61	361	387	217	1026

全体:「1月に1回程度」が60%を占める。
「1週間に1回程度」と「2週間に1回程度」とを合わせると19%を占める。

【回答の上位】

弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事
6月～1年に1回程度	1月に1回程度	1月に1回程度	1月に1回程度
1月に1回程度	2～3月に1回程度	2週間に1回程度	2週間に1回程度
1～2月に1回程度	1～2月に1回程度	1週間に1回程度	1週間に1回程度
3～4月に1回程度			

全　　体

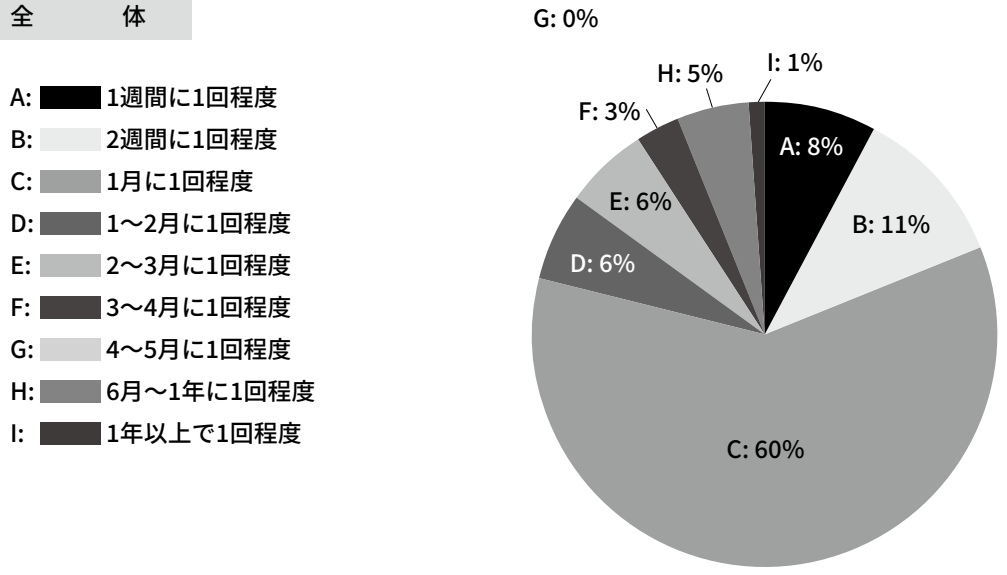

弁　護　士

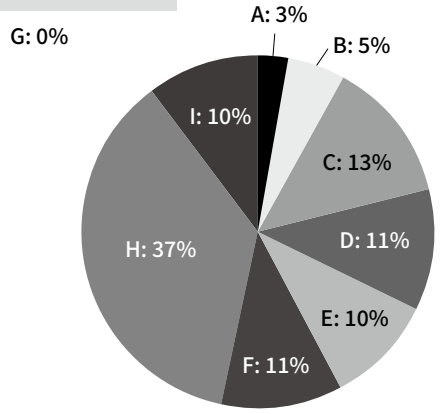

司 法 書 士

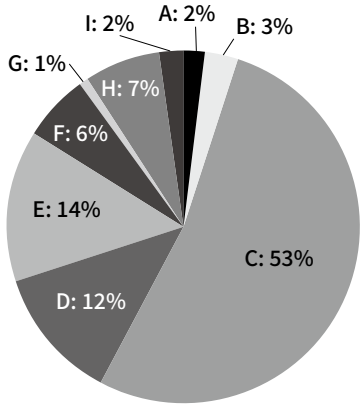

社会福祉士

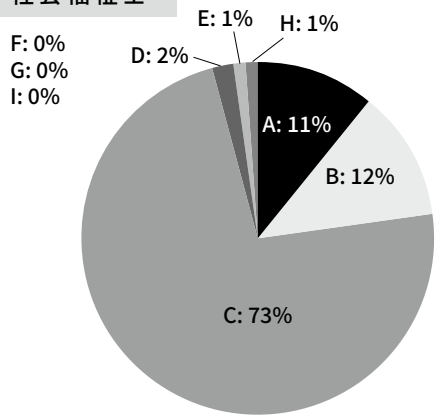

法人後見に従事

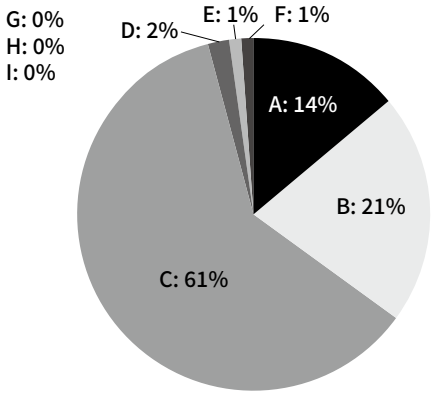

Q7 現在、受任（担当）されているケースについて、本人との1回あたりのおおよその“面会”時間をお教えください。面会時に、本人だけでなく、支援者との本人に関する情報を共有する時間も含みます。

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A ～10分未満	2	48	14	27	91
B 10～30分程度	22	182	165	91	460
C 30分～1時間程度	29	87	139	86	341
D 1時間以上	6	45	44	13	108
計	59	362	362	217	1000

全体:「10～30分程度」が46%、「30分～1時間程度」が34%を占める。
弁護士:「30分～1時間程度」が50%を占める。
司法書士:「10～30分程度」が51%を占める。
社会福祉士:「10～30分程度」が46%を占める。
法人後見に従事:「10～30分程度」「30分～1時間程度」がともに40%程度を占める。

全　　体

A: ～10分未満
B: 10～30分程度
C: 30分～1時間程度
D: 1時間以上

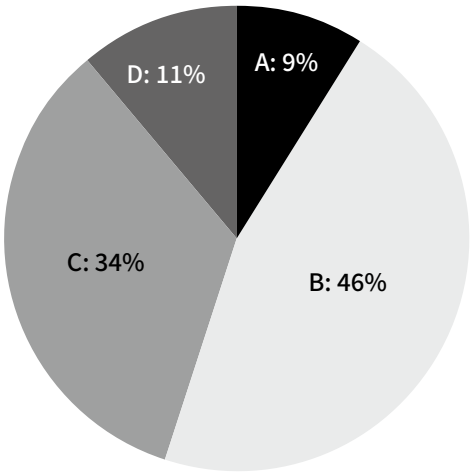

弁　護　士

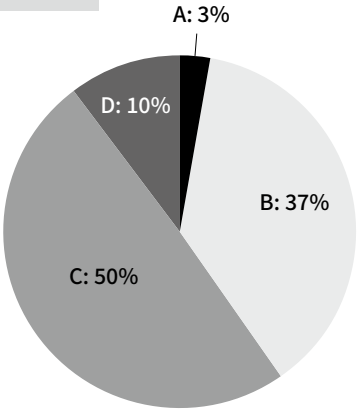

司 法 書 士

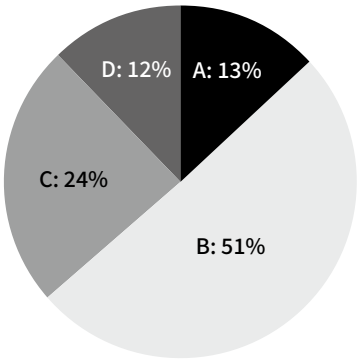

社会福祉士

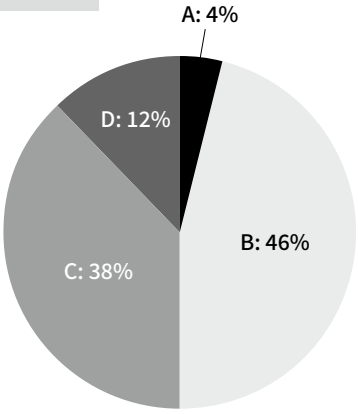

法人後見に従事

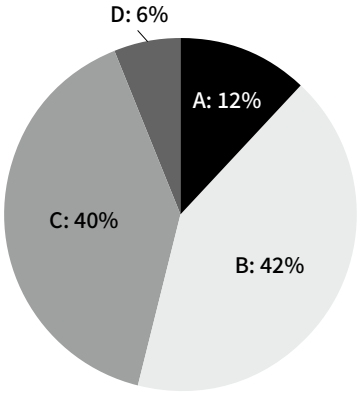

Q8 成年後見業務では、次のどの項目で本人の意思を尊重されていますか。【複数回答可】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 不動産の購入や売却	9	16	12	14	51
B 不動産の賃貸借	5	14	12	12	43
C 不動産の改修・増築・滅失	5	13	15	12	45
D 預貯金、定期預貯金、定期積立預貯金等の契約や解約	5	16	34	16	71
E 保険の契約や解約	4	14	21	16	55
F 保険金や賠償金の請求や受領	5	10	16	16	47
G 借金その他債務の弁済	6	8	24	12	50
H 相続の承認や放棄	1	12	18	12	43
I 贈与や遺贈の受け取りの諾否	1	8	6	10	25
J 相続に関する手続き	6	20	20	9	55
K 介護保険サービス、障害福祉サービス等の契約や解除、費用の支払い	10	21	56	28	115
L 携帯電話の契約や解約、費用の支払い	6	20	36	16	78
M その他の契約や解除	5	19	39	16	79
N 介護保険や障害福祉サービスの申請や認定に係る不服申立て	4	8	28	12	52
O 福祉関係施設入所、医療契約、医療機関入院等に関する契約や解除	14	30	58	22	124
計	86	229	395	223	933

各専門職:「福祉関係施設入所」「介護保険サービス」が上位2位を占める。
弁護士、司法書士：「相続に関する手続き」が上位に入る。

【回答の上位】

全体	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事
福祉関係施設入所	福祉関係施設入所	福祉関係施設入所	福祉関係施設入所	介護保険サービス
介護保険サービス	介護保険サービス	介護保険サービス	介護保険サービス	福祉関係施設入所
その他の契約	不動産の購入	相続に関する手続	その他の契約	預貯金、定期預貯
携帯電話の契約	借金その他	携帯電話の契約	携帯電話の契約	保険の契約や解約
預貯金、定期預貯	相続に関する手続	その他の契約	預貯金、定期預貯	保険金や賠償金
	携帯電話の契約			携帯電話の契約
				その他の契約

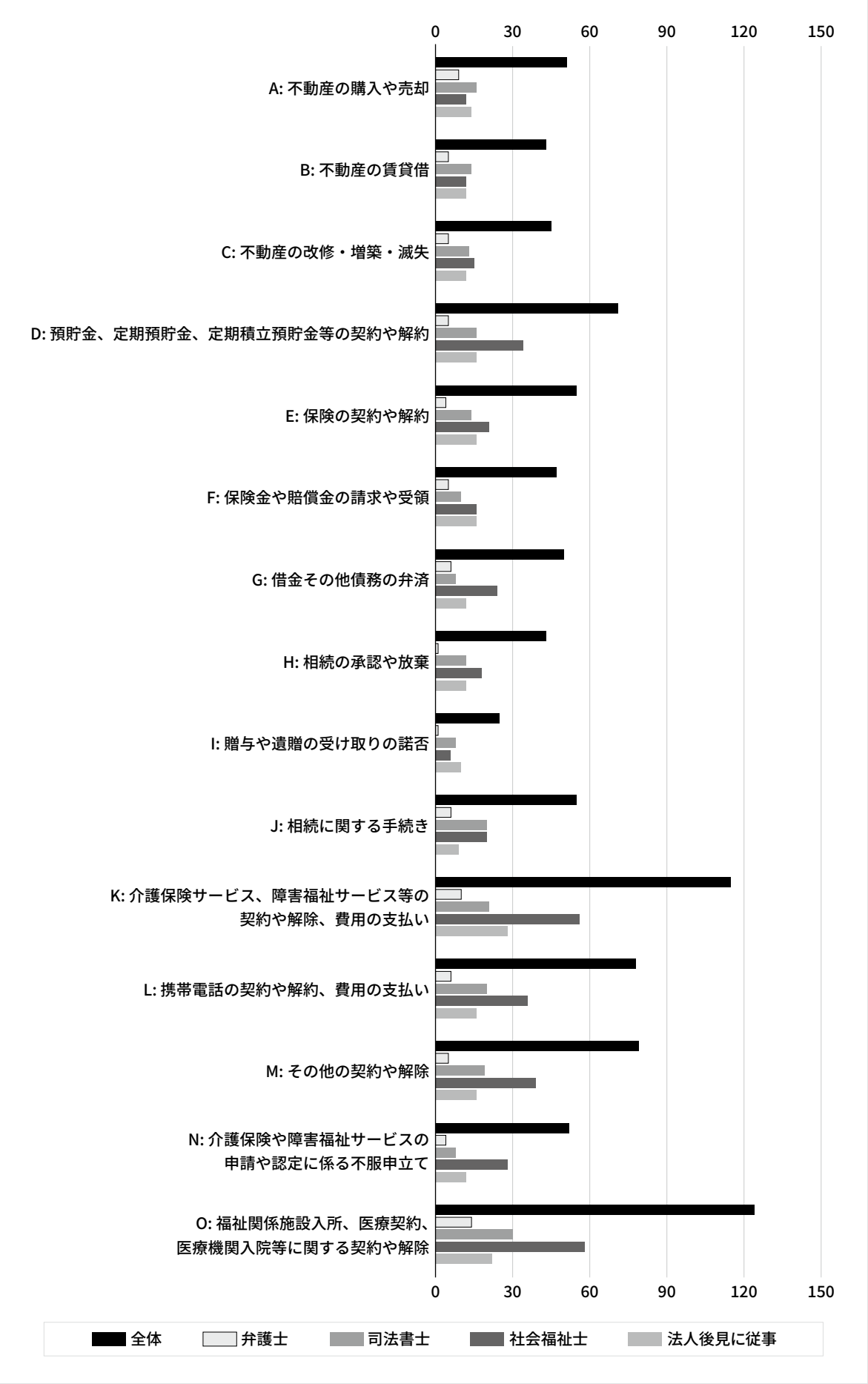
0
30
60
90
120
150
A: 不動産の購入や売却
B: 不動産の賃貸借
C: 不動産の改修・増築・滅失
D: 預貯金、定期預貯金、定期積立預貯金等の契約や解約
E: 保険の契約や解約
F: 保険金や賠償金の請求や受領
G: 借金その他債務の弁済
H: 相続の承認や放棄
I: 贈与や遺贈の受け取りの諾否
J: 相続に関する手続き
K: 介護保険サービス、障害福祉サービス等の
契約や解除、費用の支払い
L: 携帯電話の契約や解約、費用の支払い
M: その他の契約や解除
N: 介護保険や障害福祉サービスの
申請や認定に係る不服申立て
O: 福祉関係施設入所、医療契約、
医療機関入院等に関する契約や解除
全体
弁護士
司法書士
社会福祉士
法人後見に従事

関わりのない項目

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 不動産の購入や売却	3	10	49	12	74
B 不動産の賃貸借	5	10	50	12	77
C 不動産の改修・増築・滅失	4	10	43	13	70
D 預貯金、定期預貯金、定期積立預貯金等の契約や解約	2	5	12	7	26
E 保険の契約や解約	4	7	29	6	46
F 保険金や賠償金の請求や受領	4	10	31	9	54
G 借金その他債務の弁済	2	9	31	12	54
H 相続の承認や放棄	7	10	34	12	63
I 贈与や遺贈の受け取りの諾否	7	16	48	12	83
J 相続に関する手続き	4	3	34	12	53
K 介護保険サービス、障害福祉サービス等の契約や解除、費用の支払い	0	2	3	2	7
L 携帯電話の契約や解約、費用の支払い	2	5	16	11	34
M その他の契約や解除	3	2	8	7	20
N 介護保険や障害福祉サービスの申請や認定に係る不服申立て	3	9	20	7	39
O 福祉関係施設入所、医療契約、医療機関入院等に関する契約や解除	0	1	3	6	10
計	50	109	411	140	710

各専門職: 不動産に関する項目、相続、贈与・遺贈に関する項目が上位を占める。

【回答の上位】

全体	弁護士	司法書士	社会福祉	法人後見
贈与や遺贈	相続の承認	贈与や遺贈	不動産の賃貸	不動産の改修
不動産の賃貸	贈与や遺贈	不動産の購入	不動産の購入	不動産の購入
不動産の購入	不動産の賃貸	不動産の賃貸	贈与や遺贈	不動産の賃貸
不動産の改修	不動産の改修	不動産の改修	不動産の改修	借金その他
相続の承認	保険の契約	保険金や賠償	相続の承認	相続の承認
	保険金や賠償	相続の承認	相続に関する	贈与や遺贈
	相続に関する			相続に関する

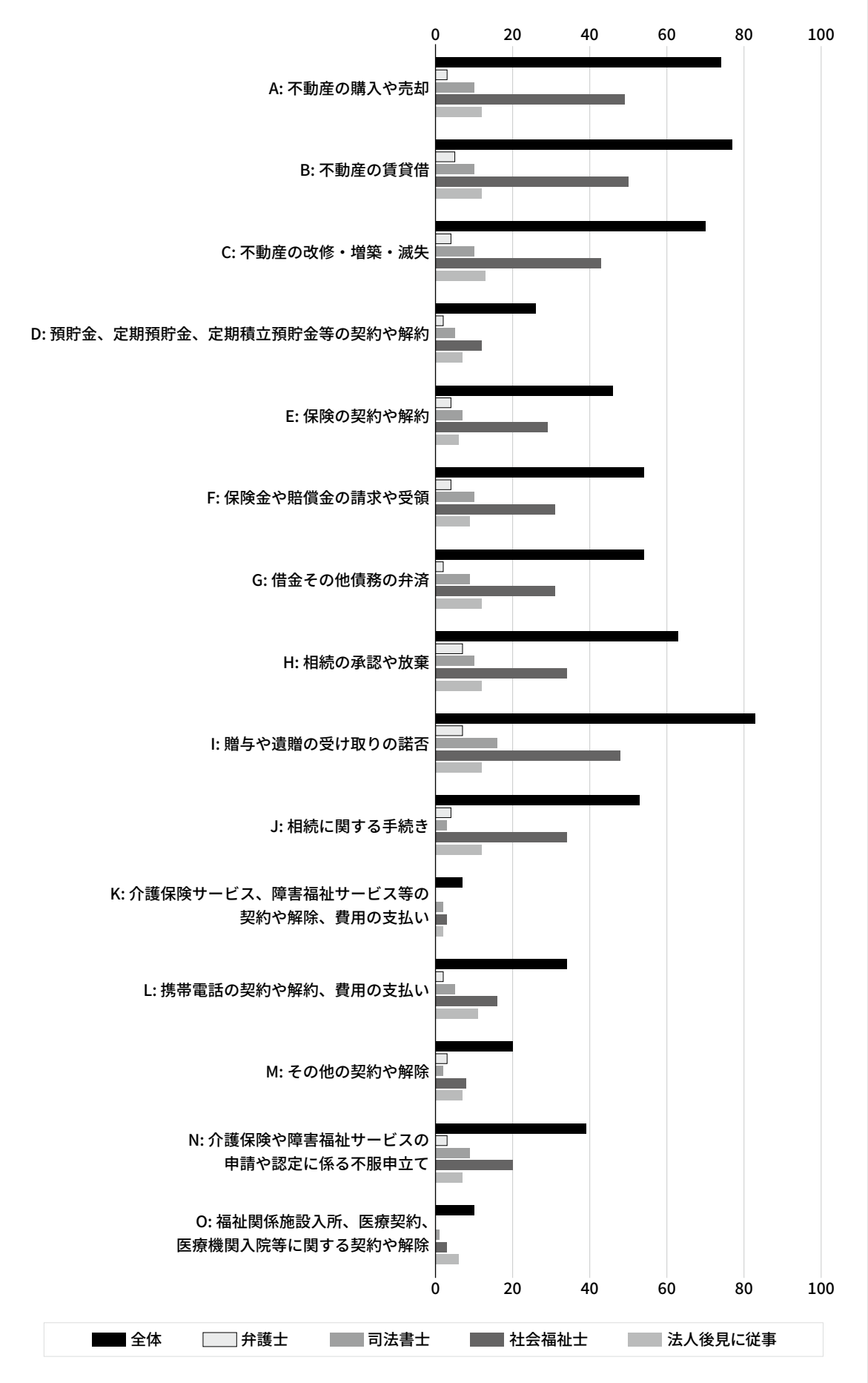
0
20
40
60
80
100
A: 不動産の購入や売却
B: 不動産の賃貸借
C: 不動産の改修・増築・滅失
D: 預貯金、定期預貯金、定期積立預貯金等の契約や解約
E: 保険の契約や解約
F: 保険金や賠償金の請求や受領
G: 借金その他債務の弁済
H: 相続の承認や放棄
I: 贈与や遺贈の受け取りの諾否
J: 相続に関する手続き
K: 介護保険サービス、障害福祉サービス等の
契約や解除、費用の支払い
L: 携帯電話の契約や解約、費用の支払い
M: その他の契約や解除
N: 介護保険や障害福祉サービスの
申請や認定に係る不服申立て
O: 福祉関係施設入所、医療契約、
医療機関入院等に関する契約や解除
全体
弁護士
司法書士
社会福祉士
法人後見に従事

Q9 本人の意思を尊重するために、成年後見人等としてどのようなことを行っておられますか。【複数回答可】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 本人が話しやすくなるよう場所や時間等の環境に配慮する。	7	15	49	30	101
B 本人が話しやすくなるよう表情や姿勢等に配慮する。	11	22	57	31	121
C 本人が理解しやすくなるよう分かりやすい具体的な言葉を言う。	15	33	68	35	151
D 本人が理解しやすくなるよう視覚情報（パンフレット、写真等）を活用する。	3	10	41	16	70
E 本人が聞き取りやすいよう声のトーンや大きさに配慮する。	14	24	57	27	122
F これから本人が決める事柄を、本人と確認する。	10	14	44	30	98
G 本人が決める事柄に関する情報を収集し、本人に適切に提供する。	8	18	49	28	103
H 成年後見人等が自分の意見やアドバイスを言わない、押し付けない。	2	14	27	14	57
I 本人に出来るだけ話をしてもらうようにする。	7	20	47	26	100
J 本人の意思を丁寧に、十分に聞き、確認し、整理し、本人がどれくらい理解しているか確認する。	11	24	57	29	121
K 本人が他人の意見をどのように理解しているか、思っているか確認する。	4	6	35	20	65
L 本人が決めるまで、十分な時間と体験する機会を提供する。	4	17	38	14	73
M 本人にとって重要なことを決めるときは、本人を支援する人（支援者）、本人が信頼出来る人、安心できる人等が参加する会議を開催する。	13	24	52	22	111
N 本人の思いは揺れるものと思い、一度きりのやりとりで「本人の意思はこれ」と判断しない。	5	20	54	27	106
O その他	0	1	7	1	9
P 特に行っていることはない。	0	0	0	0	0
計	114	262	682	350	1408

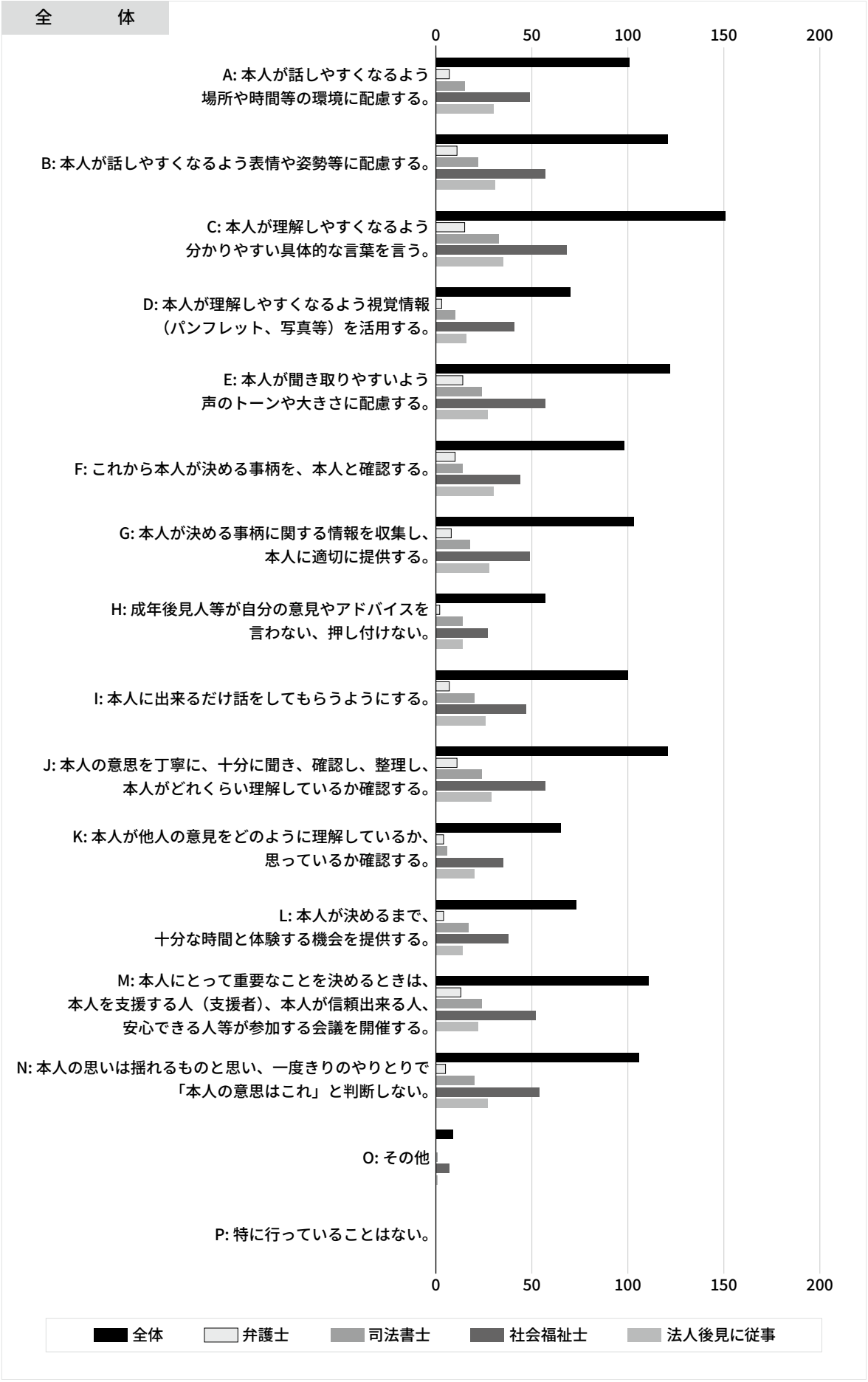
全　　体
0
50
100
150
200
A: 本人が話しやすくなるよう
場所や時間等の環境に配慮する。
B: 本人が話しやすくなるよう表情や姿勢等に配慮する。
C: 本人が理解しやすくなるよう
分かりやすい具体的な言葉を言う。
D: 本人が理解しやすくなるよう視覚情報
（パンフレット、写真等）を活用する。
E: 本人が聞き取りやすいよう
声のトーンや大きさに配慮する。
F: これから本人が決める事柄を、本人と確認する。
G: 本人が決める事柄に関する情報を収集し、
本人に適切に提供する。
H: 成年後見人等が自分の意見やアドバイスを
言わない、押し付けない。
I: 本人に出来るだけ話をしてもらうようにする。
J: 本人の意思を丁寧に、十分に聞き、確認し、整理し、
本人がどれくらい理解しているか確認する。
K: 本人が他人の意見をどのように理解しているか、
思っているか確認する。
L: 本人が決めるまで、
十分な時間と体験する機会を提供する。
M: 本人にとって重要なことを決めるときは、
本人を支援する人（支援者）、本人が信頼出来る人、
安心できる人等が参加する会議を開催する。
N: 本人の思いは揺れるものと思い、一度きりのやりとりで
「本人の意思はこれ」と判断しない。
O: その他
P: 特に行っていることはない。
全体
弁護士
司法書士
社会福祉士
法人後見に従事

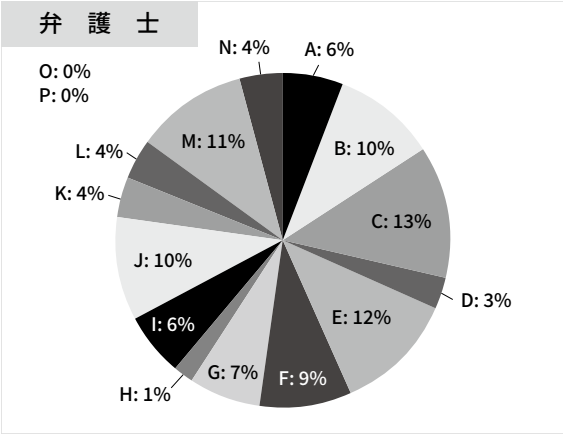

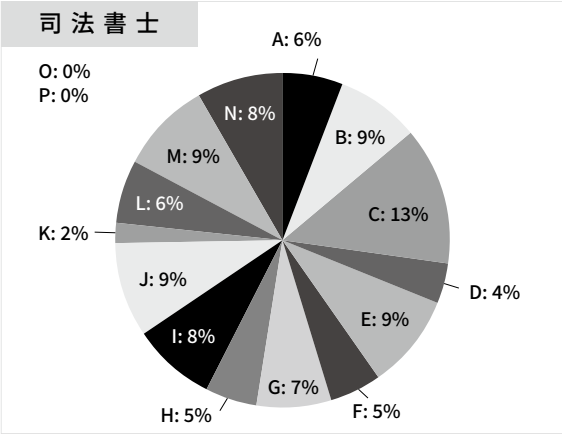

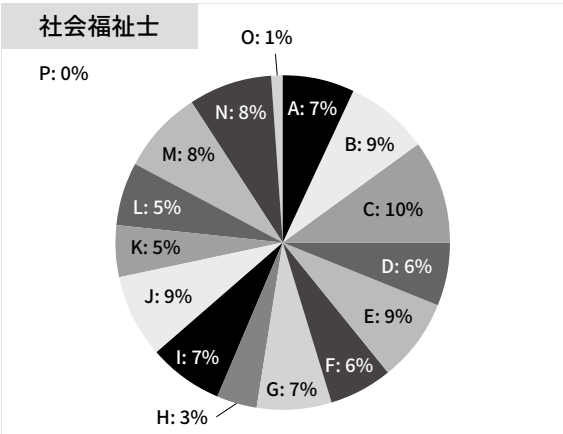

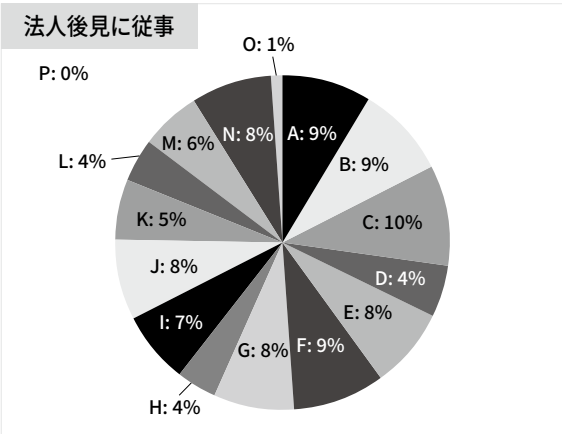

その他

» 本人のペースに合わせる。本人の価値観を知るように努める。特に本人が荒れているときなど、本人の息づかい（呼吸のリズム）に合わせて対面する。

» ほとんど何もできてません。

» ゆっくり支援する。

» 何もなくても定期的に関係者会議をして、本人の様子や思いを共有する。

» 飲食等、基本的な欲求に対しての意思表示はあるが他は困難である。

» 意思を確認する努力はしているが、未達成である。

» 難しい事は何回も訪問して本人と話をする。本人が迷っている時は、行動に移さない。

» 本人の体調を見計らう。

» 意識的に本人の考えを聞く、もしくは聞く機会を日頃から作ってもらう。

各専門職: 上位は同じような項目が占め、「本人が理解しやすくなるよう分かりやすい具体的な言葉を言う」が1位を占める。

【回答の上位】

全体	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事
本人が理解し(C)	本人が理解し(C)	本人が理解し(C)	本人が理解し(C)	本人が理解し(C)
本人が聞き取	本人が聞き取	本人が聞き取	本人が話しや(B)	本人が話しや(B)
本人が話しや(B)	本人にとって	本人の意思を	本人が聞き取	本人が話しや(A)
本人の意思を	本人が話しや(B)	本人にとって	本人の意思を	これから本人
本人にとって	本人の意思を	本人が話しや(B)	本人の思いは	本人の意思を

Q10 その他、本人の意思を尊重するために工夫していることがあればお答えください。【自由記述】

本人の性格やこれまでの生活、認知症や障害特性の種類・性質・程度を勘案したり、元気な状態のときに聞いておいた事項や発言された内容を参考にしたり、ということを心がけているつもりである。

選択の前提となるライフプラン（長期の希望）が大事だと思う。つまり、その人の価値観を理解しておくことが個々の選択肢を示したり、説明するよりやるべきことだと思う。

ある程度可能な範囲で本人に自由にさせる（特に保佐等）。

本人、身の廻りスタッフとよく相談もする。

字の書ける方には、ノートをつけてもらっている。一種の交換日記の様なもの。そうする事で本人から多数回掛かって来る電話の減少にもつながっています。

認知症の方が引越するにあたり、「引越すること」自体を忘れてしまうので困りました。何度説明して了承を得ても翌日には忘れてしまい、「誰が引越するなんて言った？　私の荷物に触らないで」と大騒ぎになり、ヘルパーさんからHelpコール。そのたびにゆったりとした気持ちで本人に向き合い、「そうやな、あなたがそう言うんなら、それが１番良いのやな。」と本人に言ってもらうところが落とし所だと分かりました。理屈で説得しようとせず、信頼してもらえるよう心がけています。

事を決める際、するかしないかやYESかNOかという二択の聞き方ではなく、どう思うか、という聞き方で、総合して本人の意向をくみとるようにしている。

被後見人の能力等、理解度が個人により全く違うので、大事な場合は複数の関係者の意見を聞き、本人の意思を確認し、専門家としての判断を加え支援する。

本人との意思疎通は極めて困難である。

自分の意見と異なる主張でも否定せずに充分意見を聴き、その理由を尋ねるようにしている。

交流ノートを作っている（普段は本人宅においている。書きたいときに書いてもらい面会時に確認する。別支援の方が面会時にも読んでもらえる）。

時間的に余裕がある場合は、面談を何回かに分けて思いに揺れや迷いがないか確認する。
知的障害の方は、イラストを使う。紙に書きながらその都度、理解できたか確認する。内容を復唱してもらう。
リラックスしやすい面談環境（施設の面談室だけでなく作業場面や外部の飲食店を利用する時もある）。
対面で話しにくい時は書いてもらう。メールで伝えてもらうなど。

毎回の訪問が楽しくなるように、本人の好きな歌を一緒に歌うようにしている。そのことで、毎回、話がはずむようになった。

本人の好きな話題から会話をスタートさせる。
現状を確認した上で会話をスタートさせる。

許可を得ずに自由に使えるお金を年間10万円として、使い方は自分で考えてもらっています。他に払わなければならないものは後見人が管理しています。（サービス利用料、他）この10万円の話を提案してから、コンサートや野球観戦など積極的に外出されるようになり、とても元気になられました。

本人の周りの人や支援者との関係づくりをし、本人のことをよく知るように努める。

被後見人は長期間に渡り（おそらく20年）、精神科病棟に入院されているため、外出の機会を持つ工夫をしています。押しつけにならないように、本人の昔の楽しみ、気になることなどを聞き出して、主治医の許可を得て外出時の付き添いヘルパーを活用して外出しています。

同じことを期間をあけて何度か聞き、また身近な介護スタッフにも意見を聞くようにしています。また一言で、“本人の意思”と言えども、潜在的なニーズ（本人の気づいていないニーズ）や短期ー長期に利益が相反することなどもあるので、そのあたりも十分に選択肢を提示しながら判断するようにしている。

意思を表出できるように、事前に説明をしっかり行い、意見を表現してもらう。

認知症の方などにとっては、改まって面談の場面では意志の表出が難しい場合があります。そういう場

合に支援者の日々の関わりの中で、さりげないその人の行動やふとした一言などがあれば教えていただくようにしています。

表出された言葉の背景や根っこにある意思の存在に意識をむけ、様々な角度から本人をアセスメントすることを心がけている。

日頃の面会時における何げない話に本人の思いが又、考えを見出せることがあると思っています。これまでの生活や暮らしを聞くことが重大な結論を出す時に参考になることがあるのではないかと思います。

信頼関係を作る。本人の考えや意思を遠慮せずに自由に話せる（後見人に対して気を遣うようなことがないよう）空間づくりに努める。

本人との信頼関係を第一に考える。図や写真を活用する。関係者と協働して対応する。

前任の後見人である母親の力を借りながら対応している。
入所施設のスタッフの意見（ご本人の思っていることを理解されている事柄）を尊重している。

何かを決定する際、選択肢を広げ、そのメリットデメリットがわかりやすいように、図や写真等で示す。

話している時の表情やしぐさに注意して、待つ姿勢や本人からの言葉を聞くようにしている。意思については、話の中で確認するようにしている。

本人を日常的に支援している支援者との関係づくり。
本人の意思を複数の支援者で多面的にアセスメントする。
意思を形成しやすいように、いろいろな話を交えながら、聞き取りをする。
押しつけにならない程度に自分の考えも述べるが、それに左右されているようならすぐに引っ込める。
今までの生活をふり返ってもらって、自分の考えを再確認してもらう。

本人が決める事は本人に任せる。ただし、アドバイス等は行う。基本的には本人の意思と決定にまかせる。認知症が重度であり、家族がいない時は、本人に説明を繰り返し行い、私の方で決める。ただ、本人にとって重要と考える場合は、弁護士に相談することにしている。家族がいる方は殆どいないが、家族がいれば相談する。重要な内容に関しては、書面での承諾を得るようにしている。また、関係者とも相談するようにしている。

信頼している（本人が）第三者（ケアマネ・相談員・支援者等）をつくる。
第三者と情報共有を密にしていき、同じことを本人に話す。
本人との関係性を大事にしている。

本人の能力に応じた対応。

本人の気持を聴くよう（本音がきけるよう）、人間関係がうまくいくよう、本人が困っている時は問題をすぐに解決するよう努力。面会回数を増やして傾聴する。

本人の意思が分からない場合は、本人に日頃から接している支援者の話を良く聞くようにしている。

本人がはっきり意志表示できない場合もあり、その都度、これまでの支援者や、可能であれば本人をよく知っている人からもこれまでの本人の生活上どのように様々なことを判断されていたのか等、情報収集に努める。

本人の意志を確認するために、時間や場所を変えて何度も話し合います。時間の経過にともないご本人の考えが変化したり、人によって言う内容が変わる事もあります。後見人のみで、後見人と他の支援者と共に、支援者のみで、また、会議として、送迎の車の中で、色々と場面を変えて工夫をし、本人の意志を確認しています……が、本当にこれがベストの選択であっただろうかと言う思いはいつも残っています。（私が担当している方の中には、会議の場で意見を言える方は少ないです）

本人のこれまでのライフスタイルを知る。

段階的に進める。本人の特性、思考パターンを考慮して、不利益が生じる可能性についても吟味する。

施設サービス利用時はできるだけ見学（特に長時間の）や体験を入れてもらうようにしている。

本人が不安定にならないような話し方や工夫を他の支援者とも共有する。医師や看護師にも協力してもらう。

複数後見人なので内容やタイミング見て、もう１人の保佐人にお願いすることもあります。逆のこともありますが。

本人の置かれた状況に関する客観的状況を十分把握する。重要な関係者にできるだけ面会して確認す

る。本人の意思決定の過程にしっかり寄り添う。

質問の時に、私から「～で良いですかね?」「～しますね?」という言葉をよく使用していますが、まずは質問の件について、利用者がどう思っているのか、聞くようにしています。支援者側の意見を押しつけないよう気をつけています。

本人がどこまで理解できているか、何度か確認しています。

ご本人に本心を話してもらえるよう信頼関係を築いていくことが必要ですが、そのためには時間がかかることもあります。限られた時間の中で、活動していますので、焦らずに一歩一歩と思いながら活動していこうと思います。

まずは本人の思いを傾聴し、全てをはき出してもらってから、こちらの助言をお伝えする。そうでなければ、なかなか入りづらい。

選択肢の文言と類似しているが、分かりやすい言葉で話したり、ご本人にとって話しやすい、聞きやすい環境にて対応する事を心掛けている。

出来るだけ目線を下げる。（上から目線はしない）

月2回の訪問をしているが、1回は副担当が就労場所へ、もう1回は自宅（グループホーム）で主担当が訪問している。環境を変えることで本人の思いを深くくみとれるようにしている。

書面に書いて説明する（写真など）。

本人の意思はコロコロ変わることもあり、昨日と今日では思いが違うことも大いにありうる、ということを心に留め置くようにしてます。

サービス利用の手続きについて、市への申請や届出を一緒にしてもらったり、収支の説明をしたり、自分の生活がどのように成り立っているかを実感する機会をできるだけもってもらう。

本人が理解しやすいよう話し方等を工夫している。

本人との信頼関係の構築が不可欠と考えます。また、本人の意思を支援者で共有できる様に情報提供にも努めています。

Q11 本人の意思は、どのような形態（場）で尊重していることが多いですか。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 成年後見人等が一人でしている。	0	2	2	0	4
B 本人と成年後見人等のみで話し合いながらしている。	0	6	6	3	15
C 本人や身近な支援者と話し合いながらしている。	17	25	56	26	124
D 会議を開催し、本人の意思の尊重を支援している。	0	7	16	9	32
計	17	40	80	38	175

弁護士：「本人や身近な支援者と話し合いながら」が100%を占める。
司法書士、社会福祉士、法人後見に従事：「本人や身近な支援者と話し合いながら」が60~70%程度を占め、続いて「会議を開催し」が20%弱～25%程度を占める。
各専門職:「成年後見人等が一人でしている」は0～5%である。

全　　体

A: 成年後見人等が一人でしている。
B: 本人と成年後見人等のみで話し合いながらしている。
C: 本人や身近な支援者と話し合いながらしている。
D: 会議を開催し、本人の意思の尊重を支援している。

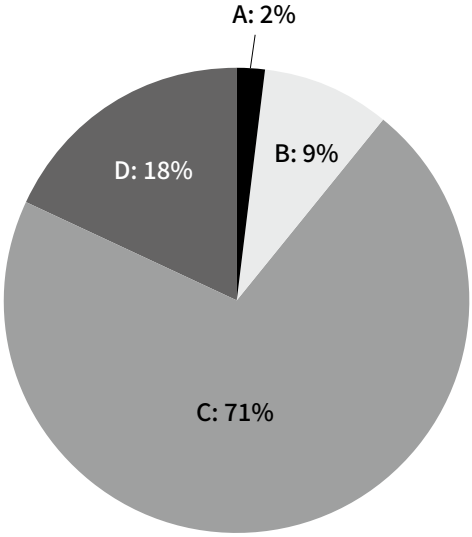

弁　護　士

A: 0%
B: 0%
D: 0%

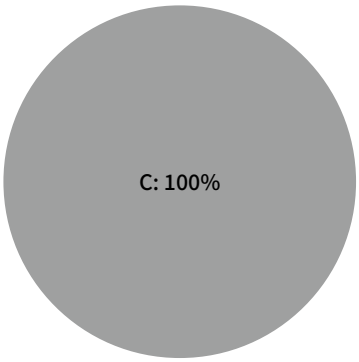

司 法 書 士

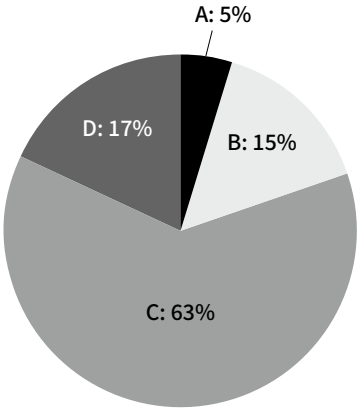

社会福祉士

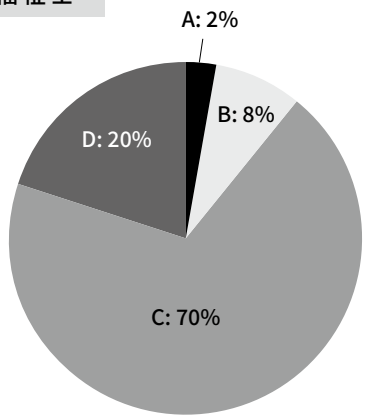

法人後見に従事

A: 0%

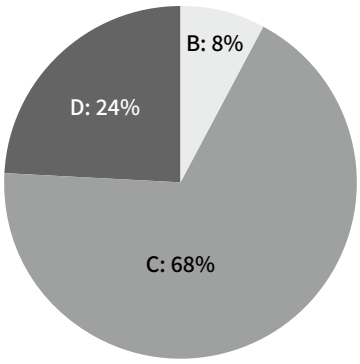

Q12 今後、本人の意思を尊重するために会議を開催するとすれば、どのようなときですか。【複数回答可】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 本人の居所が変わるとき	15	28	56	29	128
B 大きな財産の変動があるとき	7	12	28	10	57
C 退院するとき	6	10	34	21	71
D 受診、介護保険サービス、障害福祉サービス等を利用するとき	7	13	49	20	89
E 一定金額以上の買い物をするとき	3	12	12	6	33
F お金の使い方を考えるとき	4	8	20	9	41
G 本人にトラブルが生じたときとその後	12	20	52	24	108
H 家族状況に大きな変化があったとき、大きな変化が想定されるとき	6	8	43	17	74
I その他	2	2	8	3	15
J 特になし	0	1	1	0	2
計	62	114	303	139	618

その他

» 類型の変更。
» 生活状況に変化があったとき。
» 死後事務。
» 定期的にケース会議。
» 同居家族の入退院。
» 就労が決まったとき。就労の経過など。
» 特に大きなことがなくても会議をして普段の本人の意志を常に考える。
» 医療同意を行う親族と主治医、本人、相談員、後見人とで医療行為およびターミナル期の基本的な方向性の確認をする会議を持った。
» 医療的処置が必要となった時。
» 徘徊での問題、入所困難時etc。
» 本人が介護者等とトラブルになった時etc。
» 担当者がかわるとき、引きつぎ。
» 虐待対応のケースなので、何か家族からの動きがあれば、その都度会議が開催される。
» 定期的に支援間で見守りが必要な時。
» 本人の体調面での変化があった時。

各専門職: 上位は同じような項目が占める中、「本人の居所が変わるとき」「本人にトラブルが生じたときとその後」が上位2位を占める。
弁護士、司法書士:「大きな財産の変動があるとき」が上位に入る。

【回答の上位】

全体	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事
本人の居所が	本人の居所が	本人の居所が	本人の居所が	本人の居所が
本人にトラブ	本人にトラブ	本人にトラブ	本人にトラブ	本人にトラブ
受診、介護保	大きな財産の	受診、介護保	受診、介護保	退院するとき
家族状況に変	受診、介護保	大きな財産の	家族状況に変	受診、介護保
退院するとき	退院するとき	一定金額以上	退院するとき	家族状況に変
	家族状況に変			

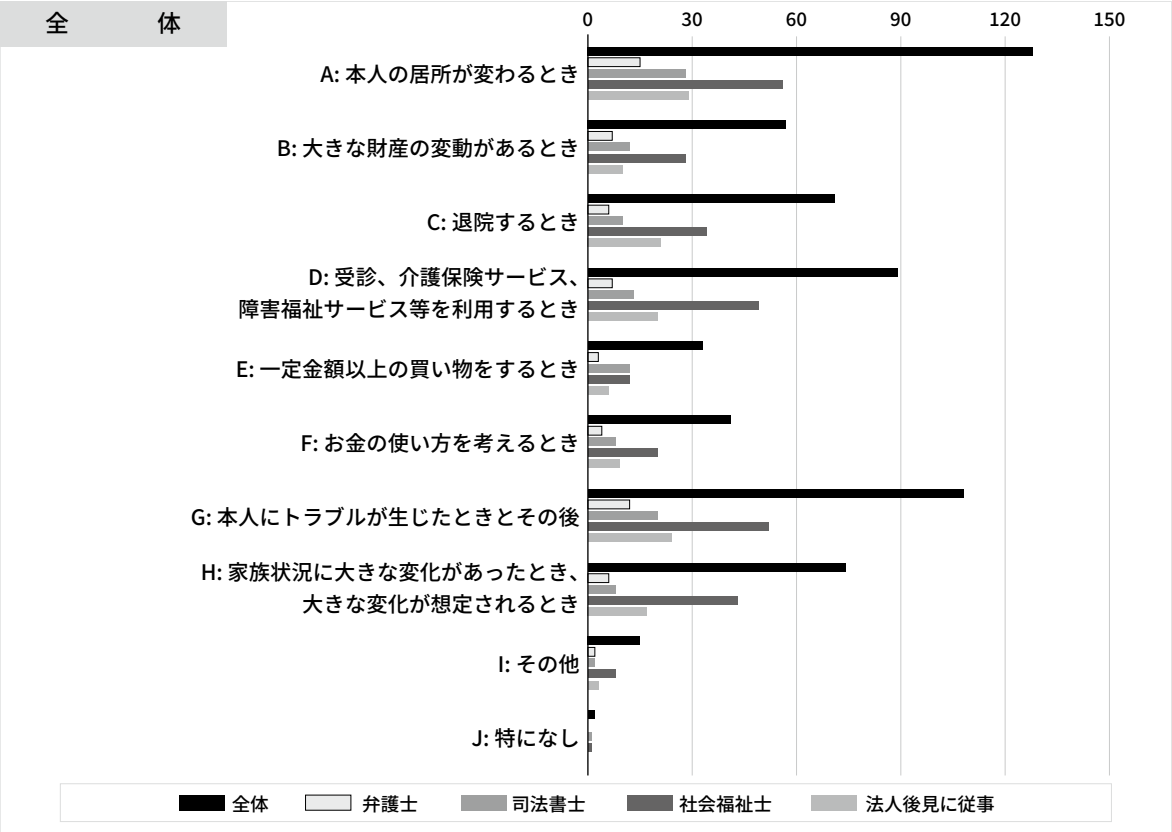

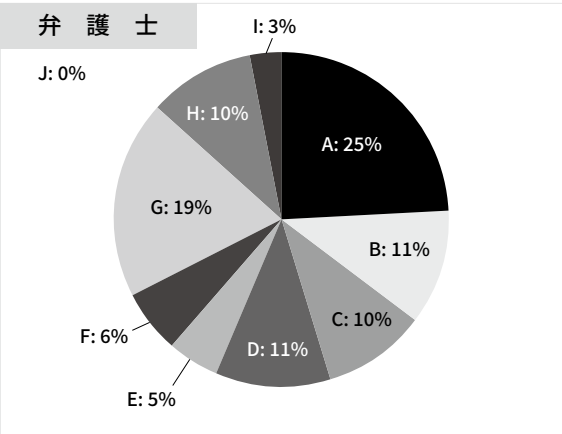

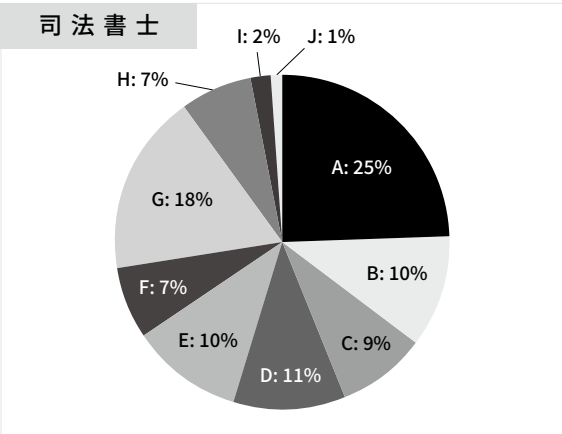

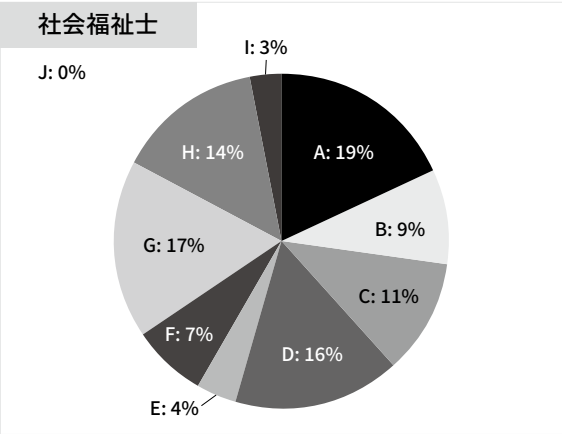

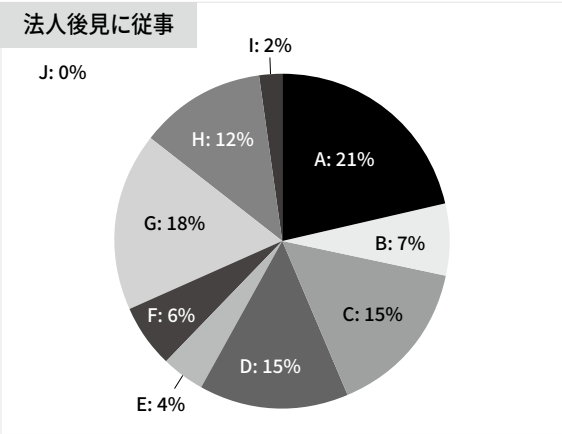

A: 居所　B: 財産　C: 退院　D: 受診　E: 買物　F: お金　G: トラブル　H:家族　I: その他　J: なし

Q13

Q11で「成年後見人等が一人でしている」「本人と成年後見人等のみで話し合いながらしている」「本人や身近な支援者と話し合いながらしている」のいずれかを回答された場合、お答えください。
会議を開催しない理由としてどのようなことがありますか。【複数回答可】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 開催する必要性を感じない。	10	11	16	4	41
B 会議の開催の仕方や進め方が分からない。	1	1	1	4	7
C 会議を開催してくれる人がいない。	1	5	9	2	17
D 会議を開催する時間がない。	1	6	4	5	16
E 本人が会議の開催を嫌がる。	0	0	4	4	8
F その他	8	14	32	14	68
計	21	37	66	33	157

弁護士、司法書士、社会福祉士:「開催する必要性を感じない」の割合が高い。

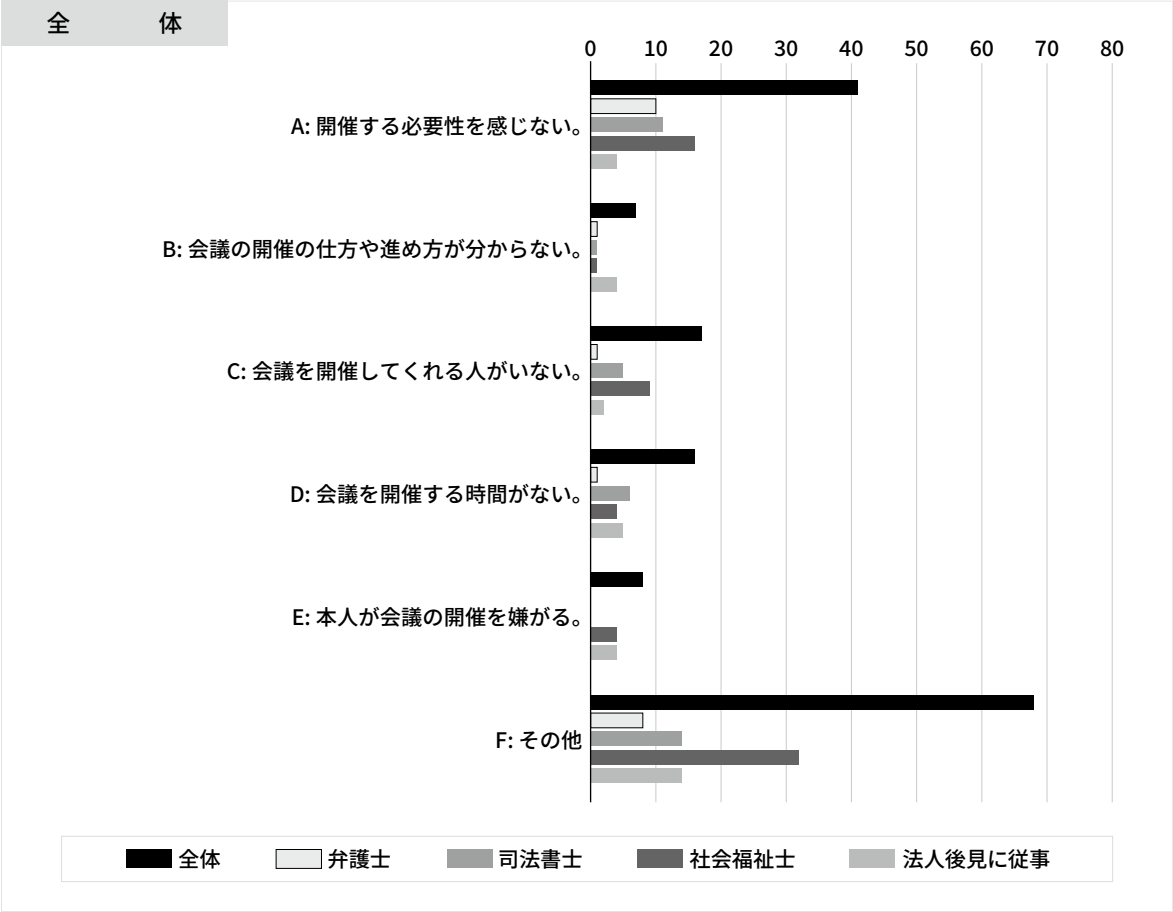

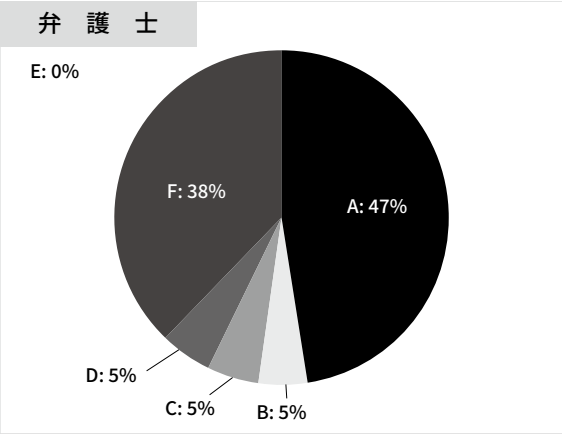

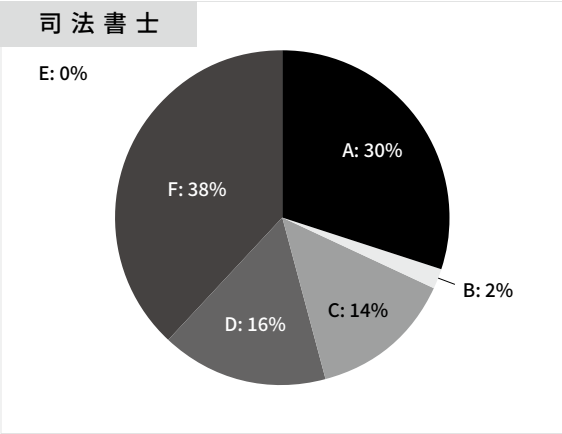

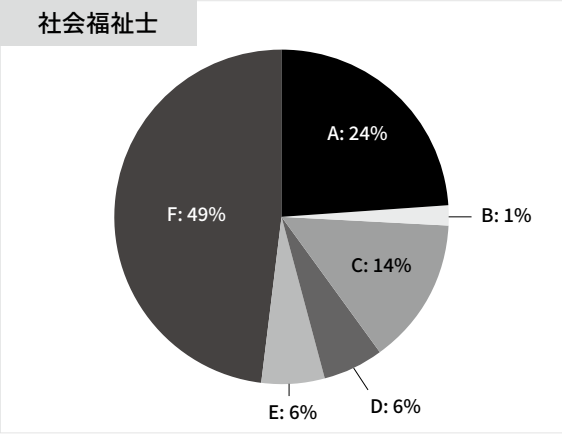

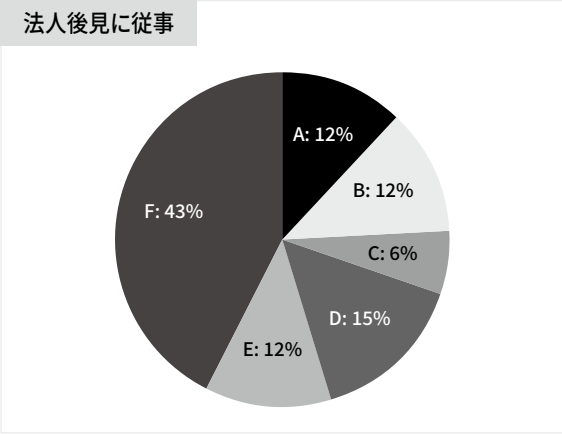

■A: 必要性感じない　■B: 分からない　■C: 人がいない　■D: 時間がない　■E: 嫌がる　■F: その他

その他

» まだ大きなイベントがなく開催が必要な状況になっていない。

» 会議を開催するのは必要な時に限られる。

» 単一回答なのでそうしたが、会議を開くこともある。

» 会議は1年に1回位で、それ以外は日常的な話しや連携で十分である。

» 事案によっては開催している。

» 開催しても結論がでない。先に延ばされる。

» 会議のための会議になる。

» ケースバイケースですね。何でもかんでも会議ではない。

» 話し合う機会を設けている。

» 安定されている方が多い。対応が悩ましいときには会議を開催してもらう。

» 会議の開催というほど関係者が多くない。

» 会議を開催することもある。

» 出席者の時間調整に手間と時間がかかり、会議日程が決まらないことが多い。

» 事案により会議を開催する場合もあり、改めて会議を開催しない場合もあるから。

» 身上監護のケースでは「皆さんにお任せします」の意見がほぼ全部で、「浪費防止対策」がテーマの場合、本人の意思次第なので「皆で支援していきましょう」のスローガンで終わってしまう。

» 会議形式では本人が意見を言いにくそうなところがある（人がいっぱいくるとびっくりされる。）。

» 大きな問題のあるケースでは会議を開催していただいています。

» 会議の必要性、意義はあるしできれば開催したいが、日程の調整に時間がかかる。そうしている内に事情が変わったりする。

» 必要であれば開催してもらいます。

» 会議が必要なときはケアマネジャーが主導している。

» Q11が単一回答の為1番多くしている場合を回答した。

» 会議に参加できる親族がいない。

» 担当者会議の中で情報交換。

» 身近な支援者とは施設職員のため、それが会議の一部だと認識している。

» 会議もしています。でも、意志決定は少数で（本人、支援者、後見人）でします。多すぎると本人も話しにくいと思うので。

» 病院側は会議の形でなくても本人や主治医の対話で確認できます。
» 会議もあるが、「多い」と言われると、会議と違う場で話し合う事も「多い」という事。
» 必要時に必要な情報開示を行う必要があるため。全ての本人意思の確認に会議開催が必要と考えていないため。
» 本人に意思確認し、次回に再確認すると「忘れました」との返事。
» 会議の場のみでは本人が意思を出しきれない。
» 会議の場ではなく、対本人、対支援者、対本人及び支援者で話し合いを進める中で本人の意思を確認している。
» 現時点では必要としていないが、将来は必要性が生じる可能性あり。
» 会議という形で意思尊重をしなくてはならない場面がなかった。
» 福祉関係の職員、行政職員、家族などが本人の意思、欲望形成の支援の意味を理解できない方が多いため。理解できる方としても、本来の業務以外の無償の拘束なる事は可能なら負担を減らす方が望ましいため。
» 日常生活において、皆で決めた方向に支援しているが、本人が拒否等した場合。ケースバイケースで対応したりする場合。
» 年に数回は会議で、日々はその都度、支援者の人と話し決めている。
» 会議の必要性を感じれば開催しています。ただ、日常的に会議を開催せずに、という場合の方が多いので、そのような回答にしました。
» 必要時は会議を開催してもらうようお願いするが、多い形態となると話し合いでできることが多いからその選択肢を選びました。
» 施設側が希望してもなかなか開催してくれないところがある。
» 本人認知症が進行してきており、今まで得てきた情報などで判断していることが多い。（要介護5の人）
» 主にはそうであっても、会議は開催している。また参加している。
» 問題の程度によっては会議の開催を依頼している。
» 開催出来る場合はしているが、関係者が多い場合、会議開催の調整が出来ない場合がある時にキーパーソンと話し合いをしている。
» ケース会議は年数回、関係機関と開催している。本人にはホーム支援員と月一回訪問時等で本人の思いを聞いて、それを会議で話し合っている。
» 本人の意志の確認、尊重についてや、ものごとの決定において全て会議を活用しているのではないため。会議で全て意志尊重しづらい場合や不必要な場合もあるため。
» Q12の内容では会議を開催しています。その他 会議の開催が必要無い時はQ11の方法です。定期的に会議を開いて情報の共有と方向性の確認をしています。
» 支援者が多数の場合、本人が気おくれして、思いを言えないことがある。本人が意思を表出できる環境を整えるようにしている。（他の支援者にも時と場所を変えて意思の尊重を依頼している。）
» 遠方のため行政が年1回しか面会してくれないため。
» 必要に応じて開催します。
» 会議をしてほしい、したいと言っても他の支援者が拒否をする。
» 本人が参加しない会議を開こうとするので困るから会議をしない。
» 単一回答により「本人や身近な支援者と話し合いながらしている」を選んだが、もちろん「会議を開催し、本人の意思の尊重を支援している」も行っている。問い回答のしかたの検討を。
» 改まった場面で本人がどこまで自分の気持ちを素直に表現できるのか疑問に感じる時がある。
» 会議に出席する支援者間で意思形成する意識づけが乏しいと感じている。
» 定例で支援者間で会議を開催しています。
» 意思を尊重する内容・項目によっては、会議を開催します。
» 習慣化されていないまま、常態化しているところから。
» 毎回会議を行うわけではないが、訪問時はホームの支援員が必ず同席されていたり、CMや事業所との連携を密に行っている。（こちらからの）
» 細かい内容については、会議の開催までは行わない。
» 会議は年に1回は開催しているが、本人や身近な支援者と話し合っている場合の方が多い。
» “毎回会議をしている”ということではない（電話等で連携）。必要時には開催している。
» 日程調整に時間がかかり、タイムリーな課題検討が行えない。
» 本人の生活に大きな影響がある様な重要な意思決定の場面では、会議を開催しているが、日々の細かな意思確認の場面も多く、どの様な場が多いかとなれば「本人や身近な支援者と話し合いながら」となりました。
» まだ日が浅く、会議を開催しないといけないようなことがない。
» 関係者のスケジュールがなかなか合わないため。
» 支援者が少なく、会議ではなく情報共有で連携がとれる為。
» 関係者全員で集まるためには、時間調整が困難であるから。

Q14 本人の意思を明確にするための自分自身の技術・技能はどの程度だと思っていますか。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 十分持っている。	1	0	2	0	3
B まあまあ持っている。	6	18	51	11	86
C あまり持っていない。	6	9	20	14	49
D 持っていない。	1	0	2	2	5
E わからない。	4	12	4	8	28
計	18	39	79	35	171

全体:「十分持っている」「まあまあ持っている」を合わせると52%を占める。各専門職では差がある。
　社会福祉士（67%）→司法書士（46%）→　弁護士（39%）→　法人後見に従事（31%）
全体:「あまり持っていない」「持っていない」は32%を占める。各専門職について「持っている」「まあまあ持っている」ほど差はない。
　法人後見に従事（46%）→弁護士（39%）→社会福祉士（28%）→司法書士（23%）

全　　体

A: 十分持っている。
B: まあまあ持っている。
C: あまり持っていない。
D: 持っていない。
E: わからない。

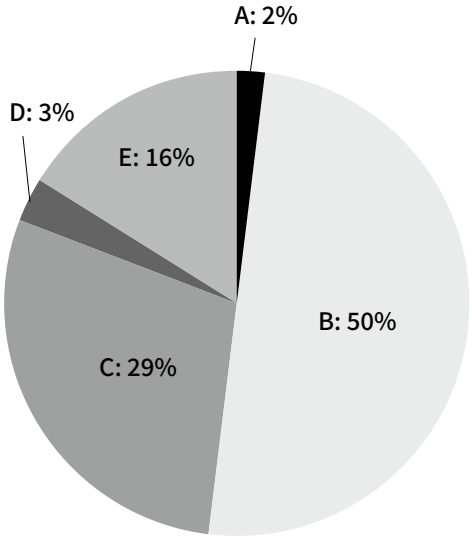

弁　護　士

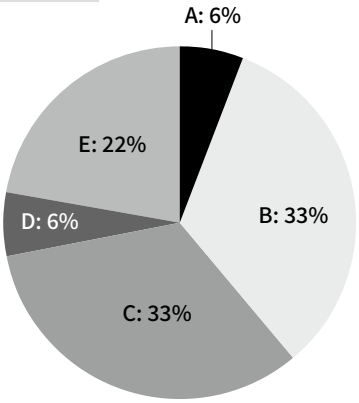

司 法 書 士

A: 0%
D: 0%

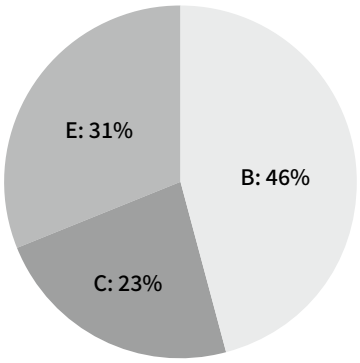

社会福祉士

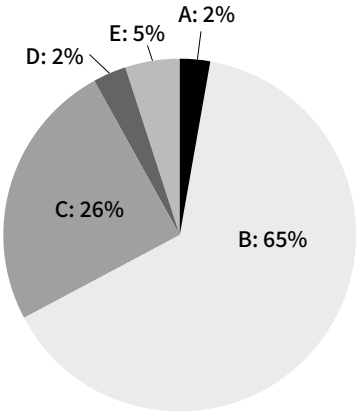

法人後見に従事

A: 0%

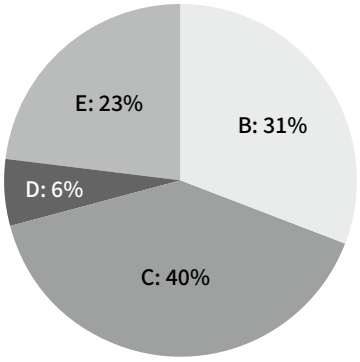

Q15 これまでの回答を踏まえ、本人の意思を尊重した成年後見業務をどの程度実施していると感じておられますか。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 出来ている。	2	0	2	0	4
B おおむね出来ている。	7	18	41	14	80
C どちらとも言えない。	8	17	31	17	73
D あまり出来ていない。	1	3	3	4	11
E 出来ていない。	0	1	2	0	3
計	18	39	79	35	171

各専門職:「おおむね出来ている」「どちらとも言えない」がともに40〜50%程度を占める。
弁護士:「出来ている」が11%を占める。

全　　体

A: 出来ている。
B: おおむね出来ている。
C: どちらとも言えない。
D: あまり出来ていない。
E: 出来ていない。

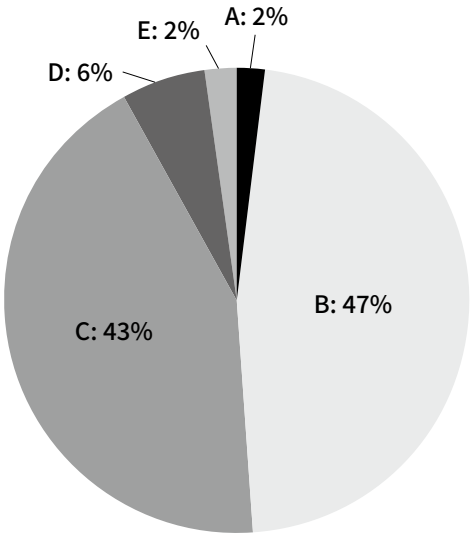

弁　護　士

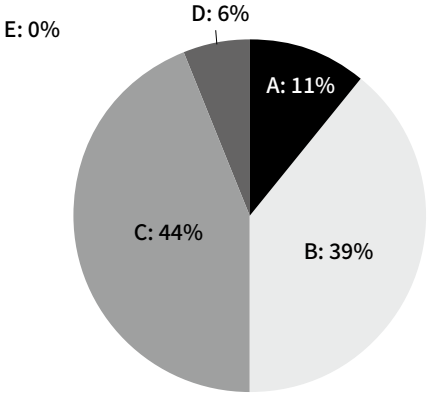

司 法 書 士

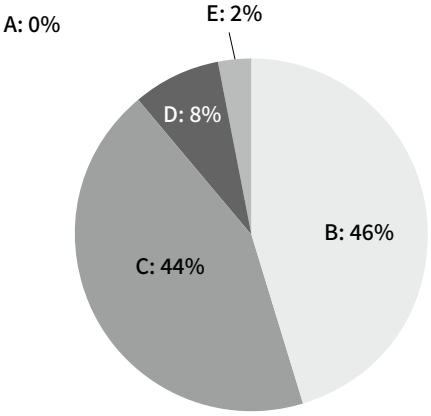

社会福祉士

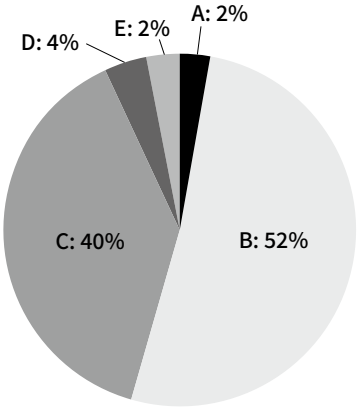

法人後見に従事

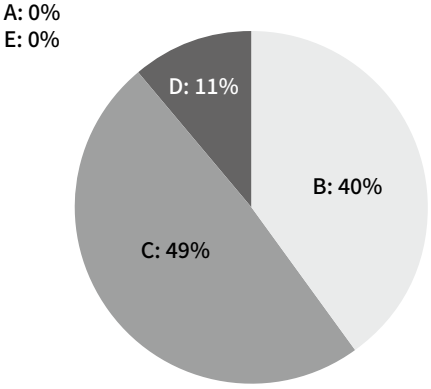

Q16 Q15で「どちらとも言えない」「あまり出来ていない」「出来ていない」のいずれかを回答された場合、お答えください。その理由として何がありますか。【複数回答可】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 本人の意思が確認出来ないから（本人が意思表明出来ないから）。	3	16	21	8	48
B 本人の意思を確認する技術・技能を持ち合わせていないから。	2	8	14	8	32
C どうすればよいか分からないから。	2	3	1	1	7
D それほど時間をかけられないから。	0	1	3	5	9
E まわりの人（他の成年後見人等も含む）でやっている人がいないから。	0	0	3	0	3
F 後見報酬に反映されないから。	0	0	1	0	1
G 成年後見は代行決定だから。	0	0	2	0	2
H その他	3	5	18	8	34
計	10	33	63	30	136

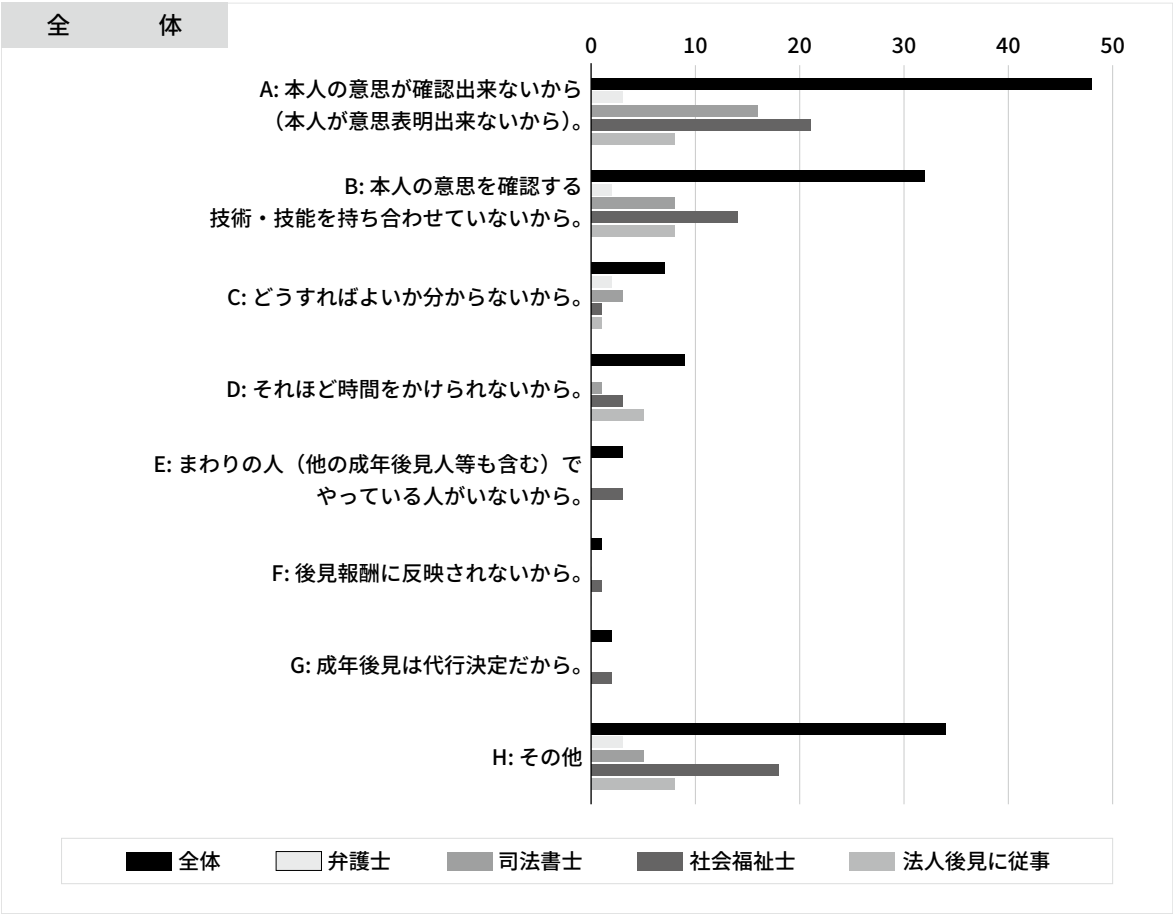

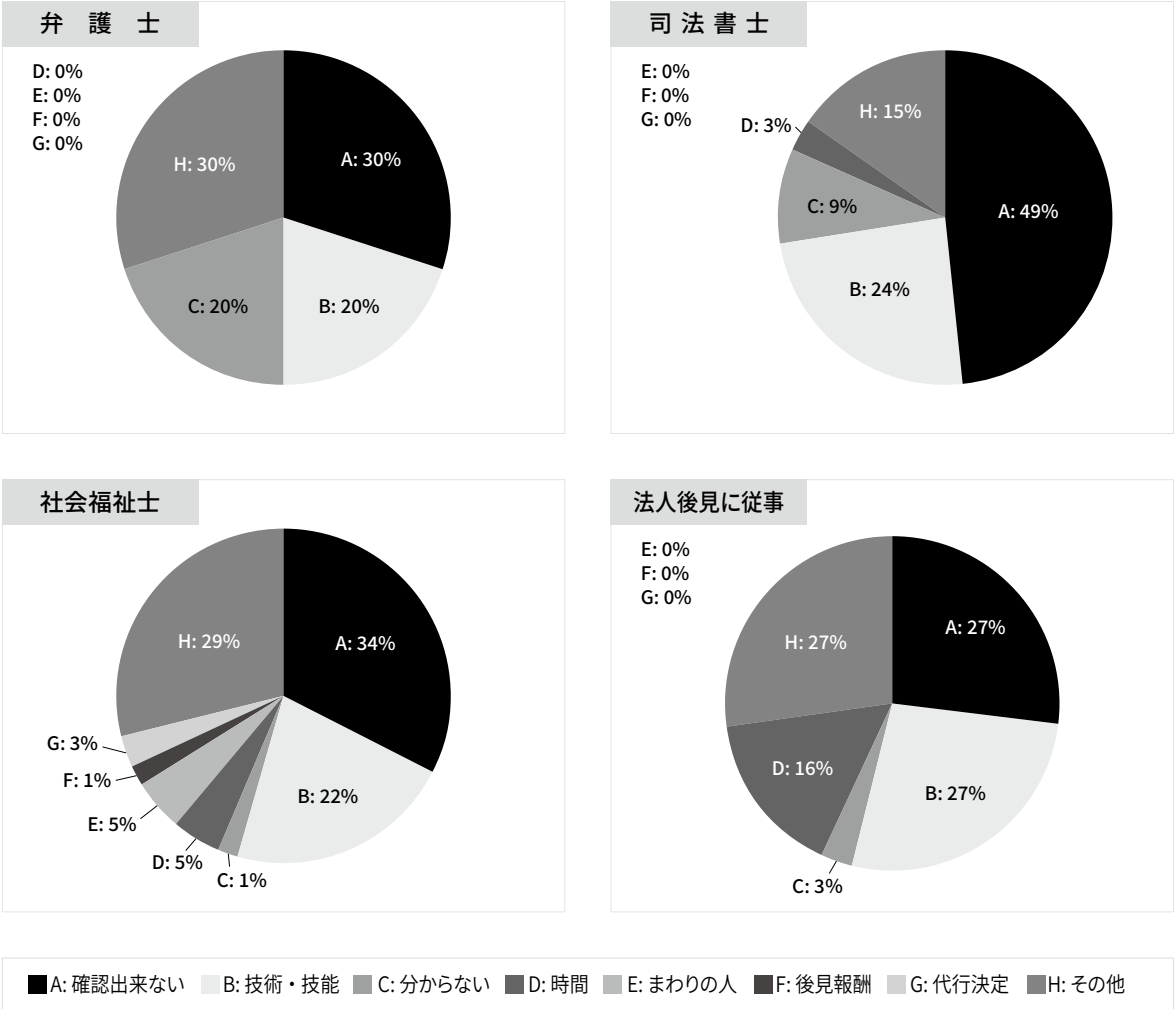

司法書士:「本人の意思が確認出来ないから」が50%程度を占める。(他の専門職は30%程度)
各専門職:「技術・技能を持ち合わせていないから」が20〜30%程度を占める。

その他

» 本人の意思確認をしても、それが真意に基づくものか、意見の押しつけになっていないか確証がない。

» どの水準まですれば「本人の意思を尊重した」と言えるのか不明なため。

» 実際のところ、どの程度実施できているかは分からない。

» 会議の参加者や支援者、家族の意見によって本人が流されて意思を表示している可能性や、本人が迷っている時に都合のいい回答を得たときをとらえて、意思表示があったととらえていないか自信がないから（特に入所契約など）。

» 後見業務に関わらず、自分以外の人の意思は（たとえ家族であっても）簡単に確認できるものではないと考えています。従って、常に本人の意思を尊重できているか自問自答し続けることが大事だと思います。

» 自己の悪い特性。

» 本人の意思が尊重されているかどうかは結局本人にしか分からないから。

» 仕出し屋の料理が食べたい、近江牛しか肉ではない等出来かねる事がある。

» 他者との比較ができない。

» その時は“出来ている”と思っても、あとで他に方法はなかったかと考えることがあります。

» 一件のみだから。

» 遠方のため、時間をかけようとすると交通費だけで本人の預貯金を圧迫してしまう。

» 本人の意思と本人の利益が一致しない場合がある。

» 本人が自分らしく生きるための選択肢は、まだあると考えるが、施設の中での限られた環境で調整が難しいことがあったり、本人の可能性までを考えた十分な情報の提供ができていないと感じています。

» 人生そのものに答えがなく、後見活動は法的に「違法でない」ということで判断することが多いので、「これでよい」という実感を抱きにくく、やりがいも感じにくいと思います。

» 短期的な決定が必ずしも長期的な利益にならない場合には、本人の“今”の意志とは違う方法で考える時もあるから。

» 自信がない。

» どこまで行っても、「正しい」のかわからない。

» 本人の意思を捉えていることが必ずしも本来の本人の意思と合致するか否か確認する術がないため。

» 本人の記憶力の低下。

» 根本的には社会全体のあり方と深く関係していることだから（社会全体が変わらないとどうしようもない事がある）。

» 本人の意思をすべて尊重できていないと感じるから。

» 例えば、お金（通帳）が明らかに自己管理出来ない状況でも「返してくれ」と言い続ける。納得ないままこちらでしている。毎回同じ説明繰り返しますが。

» 本人の能力を見定めることが難しい。（全く意思表明できないわけではない）

» 本人の意思表明から実現までつながっているか自信がないため。

» 担当が施設入所の方が多く、日常生活面においては身上保護があまり必要ではないので。

» 答えがないから。

» 本人の意思を尊重している“つもり”という可能性もあるから。

» 尊重しようと意識できている人とできていない人の差が大きい。

» 尊重されているかは本人にしか分からないから。

» 何が、どうすることが、よいのかわからないため。

Q17 本人の意思を尊重するため、今後、やっていきたいことをお答えください。【複数回答可】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 本人の話を聞き、本人の思いを大切にする。	13	30	57	32	132
B 本人の価値観・思想信条、本人の心身の状況、知的発達の程度、パーソナリティ、障害特性、理解力・判断力、生活歴・生活状況、周辺状況、おかれている状況等本人を知ることを大切にする。	13	23	57	28	121
C 本人との信頼関係を築くことを大切にする。	13	28	67	31	139
D 支援者から話を聞き、客観的な情報からも本人を知る。（暗に本人の言動だけにとらわれず、真意を把握するように努める。）	15	24	68	25	132
E 支援者との関係を築くことを大切にする。	12	17	47	23	99
F 自分だけで完結させないことを大切にする。	6	16	52	31	105
G 本人が経験し、時に失敗する機会を奪わないことを大切にする。	5	8	44	22	79
H 本人が最も信頼している人を把握し、その人との関係構築を検討する。	6	6	34	15	61
I その他	1	1	5	1	8
J 特になし	0	0	0	0	0
計	84	153	431	208	876

その他

» 認知症や障害特性のある人への相談援助技術をもう少し向上させたい。

» 上記のようなできること（Q17の選択肢）はしているので、今後やっていきたいことは特にない。

» 自分のスキルを磨く。

» 生まれてきてよかったと思ってもらえるような支援をしたいです。

» 勉強、研究（例えば「意思とは何か」とか）。

» 財産の状況を伝える。

» 支援ネットワーク作り→本人もいれてと考える。

» 本人の意思を確認するための新たな技術（テクノロジー）、手法をもつ人をチームにまねく。

社会福祉士、法人後見に従事: 回答は同じような構成比となっている。

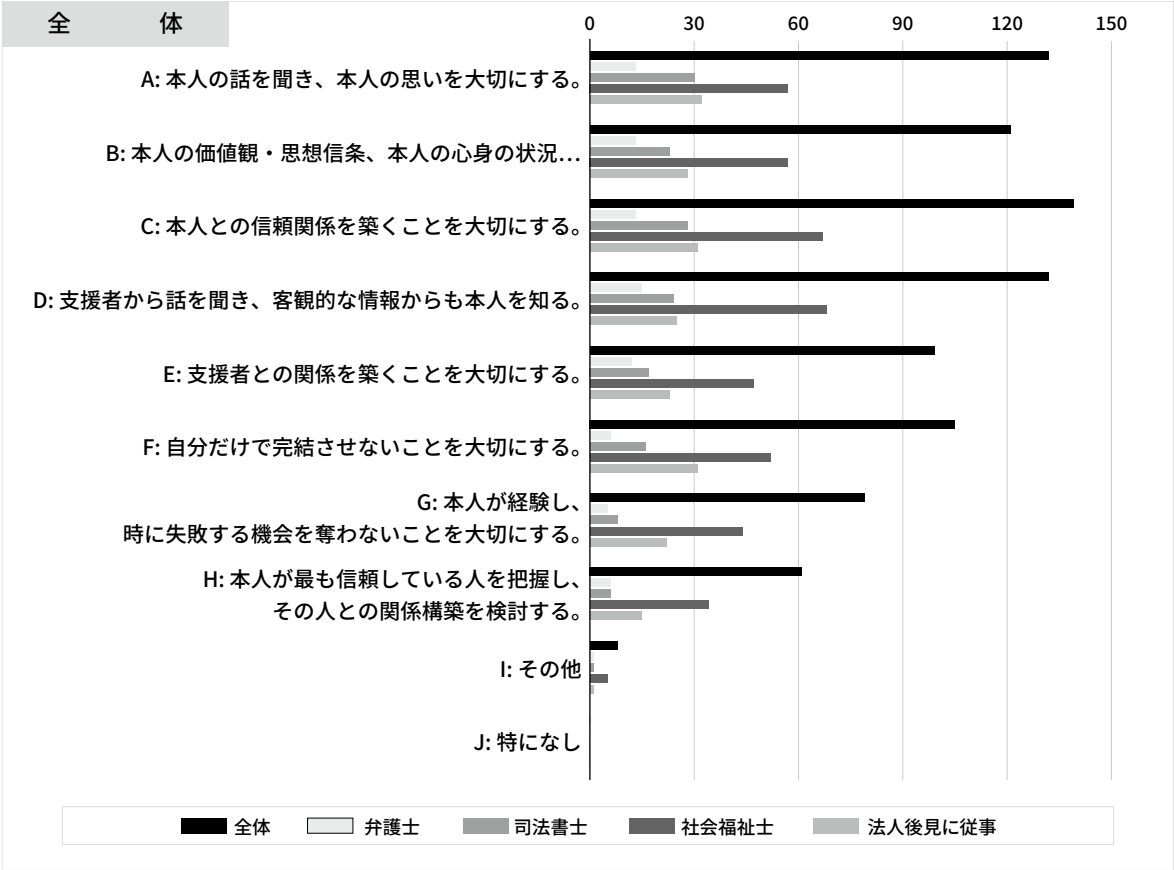

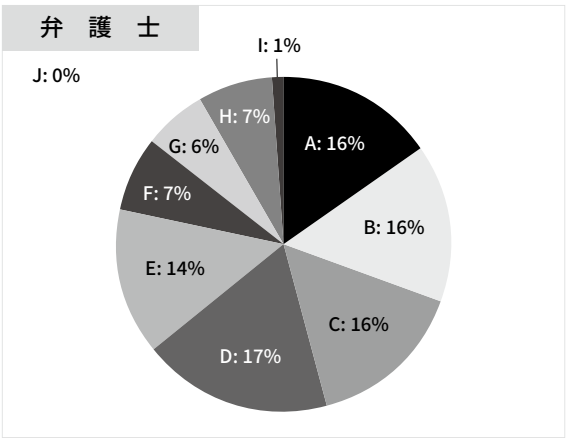

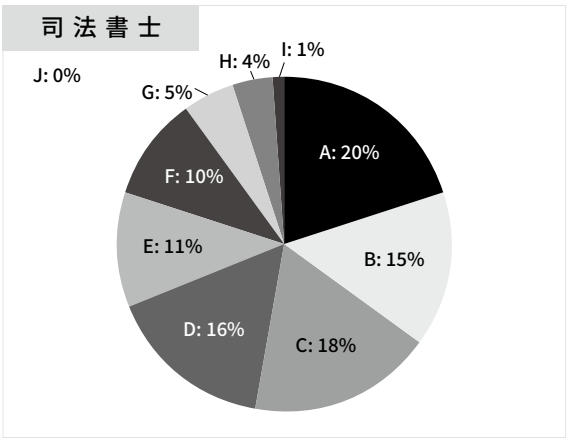

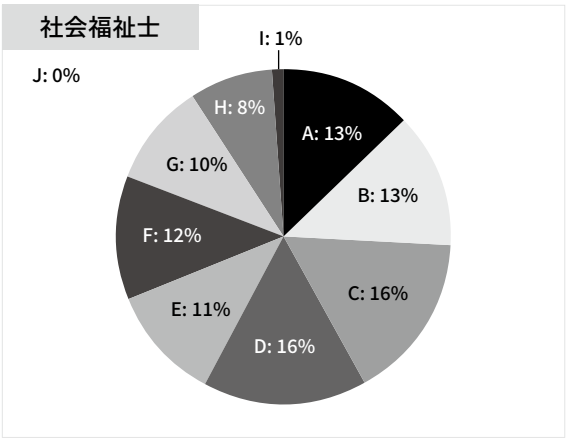

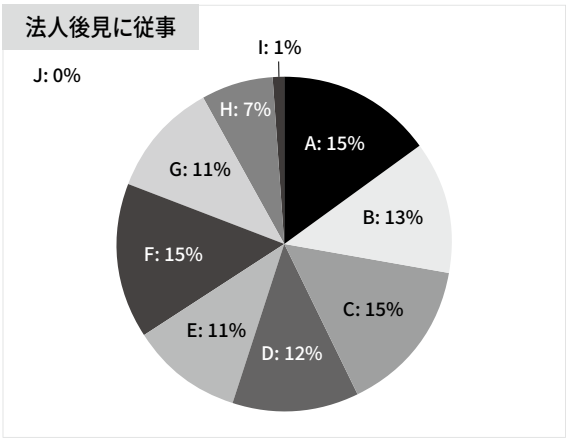

A: 話　B: 価値観　C: 信頼　D: 客観的　E: 関係　F: 自分　G: 経験　H: 把握　I: その他　J: なし

Q18 本人の意思を尊重するにあたり、課題だと感じておられることはありますか。【複数回答可】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 支援者間で情報共有が出来ておらず、共通認識がないこと	1	8	11	10	30
B 家族や支援者の理解がないこと	2	7	19	10	38
C 家族や支援者の協力が得られないこと	3	14	23	8	48
D 本人の意思を尊重するには時間がかかること	6	12	31	13	62
E 本人の意思を明確にするための技術・技能がない・不足していること	6	12	22	17	57
F 後見報酬に反映されないこと	4	4	3	3	14
G その他	6	1	21	4	32
計	28	58	130	65	281

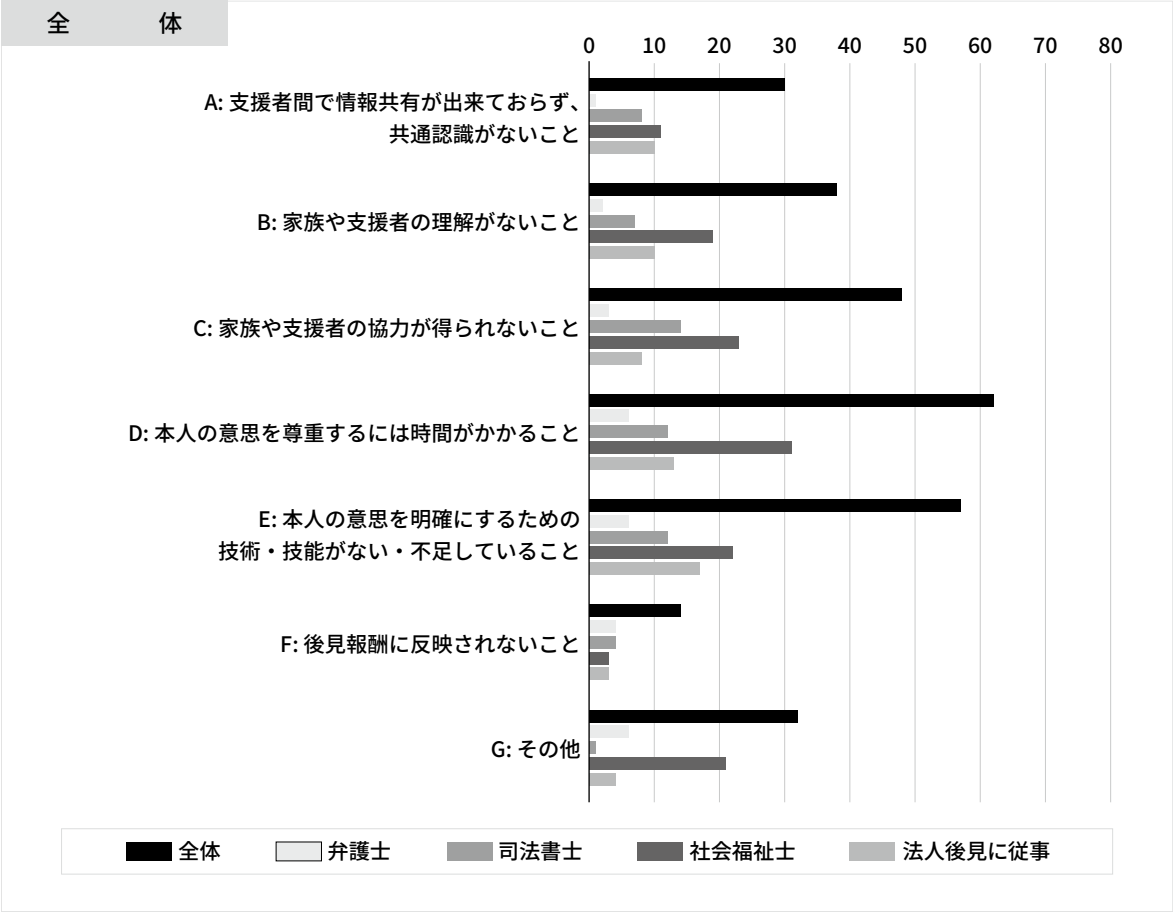

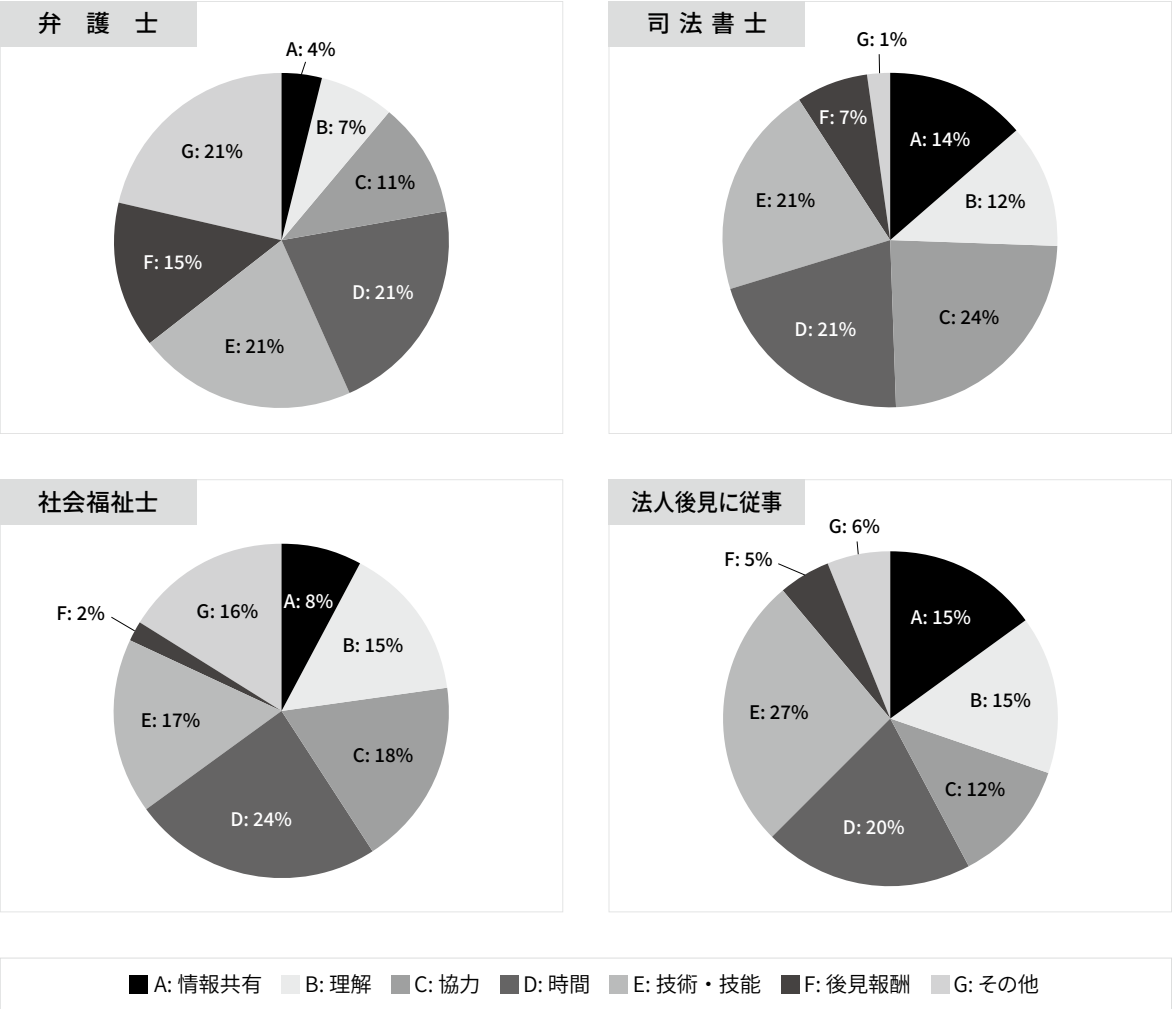

全体: 上位3項目として、「本人の意思を尊重するには時間がかかること」が22%、「本人の意思を明確にするための技術・技能がない・不足していること」が20%、「家族や支援者の協力が得られないこと」が17%を占める。

その他

» （特定の事案についてですが）他の入居者の希望との調整がつきにくい。

» 本人が失敗することが多く、手立てを講じても、客観的には本人の利益や財産を守れないことがある。

» 特にない。

» 本人の意思を尊重できるだけの資金がない。

» 本人が取ることができる選択肢が社会的に制限されている。

» 特にない。

» 自己の性格矯正。

» 気を使わせていると思う時があるので（「急いでいるでしょう」や「忙しいでしょう」と言われる時がある）気をつけている。焦っているように見せない事が課題。

» 認知症がひどく、長年関わりのある周囲の人の意見が優先される…。

» 単身者のため親族がいないため、総合的な判断が難しい時がある。本人の意思を尊重し過ぎてもどうなのかと思うこともある。

» 周囲の意見に揺れやすい人なので、何が本当かつかみにくいことがある。

» 「本人の意思を尊重する」という意識が後見人以外にはそもそもない。

» 意思尊重についての研修や他者のケースで学ぶ機会が少ないこと。

» 短期的な決定が必ずしも長期的な利益にならない場合には、本人の“今”の意志とは違う方法で考える時もあるから。このような状況の時に、本人が本当に両方を理解した上で決めているのかの確認が難しいこともある。

» 特に変化する感情の何が正しいのかわかると良いが…。

» 虐待案件の場合、家族との関係性の中で、本人の意思を確認できない。

» 本人の意思が表示できないあるいはできにくい人に対する対応と感じとる能力の開発。

» 認知症がひどく、長年関わりのある周囲の人の意見が優先される…。

» ご本人の意思確認の方法に課題。

» 意思決定支援の研修。

» 支援者といっても受任後は殆ど協力がない。

» 支援者と簡単に言うが、支援者にもいろいろ変人が沢山いる。家族にも病的変人はいる。かかわりは大変難しい場合もある。

» 本人の意思を尊重する事は大切、本人の意思は尊重したい、でも本人が現状を正しく把握出来ない状態で出す答をそのまま尊重しても良いのか、本人の希望が制度と合致しない時は修正しなくてはならないが、本人が自信を喪失しないような工夫も必要で、日々悩んでいる。特に医療に関する事は細心の注意を要する。

» 人の思いは変わっていく。本人の意思が今後の本人に大きなリスクをともなう事が確実であるとき。本人の意思の尊重を100％支援者として支援できない時。

» 本人に言語がない、その他判断力がないと思う。

» ネグレクト、経済的虐待の親族（家族）の場合、協力が得にくい。

» 何十年か音信不通の血族の場合、その頃のいきさつもわからず、郵便を送っても、会いに行っても、連絡とれず、被後見人の延命処置の方向性などがむつかしい。（本人意識なしの時期）

» 支援者が大きく振り回されることもある。

» 本人が理解難しいこと。

» 本人の意思が二転三転し、分かりづらい。必要に応じて関係者が集まり判断していく。

» 本人がやりたい事が（意思というものが）あるのかどうか、何かきっかけがつくれないかどうかなど。

» 時に「家族」の意向が本人と違うことがある。

» 自分がまだよくわかっていないこと。

Q19 「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」（大阪意思決定支援研究会）について。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 知っている。	7	15	41	24	87
B 知らない。	11	25	40	11	87
計	18	40	81	35	174

全　　体

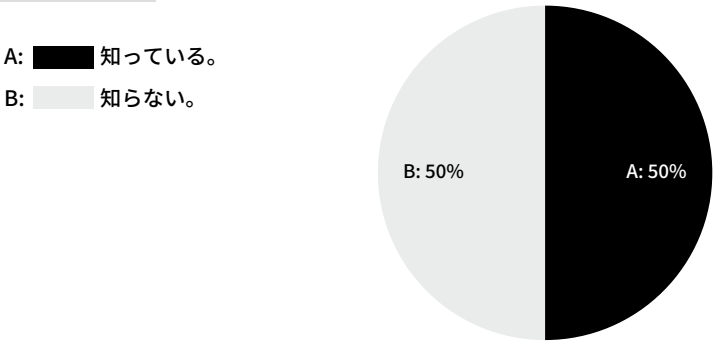

弁　護　士

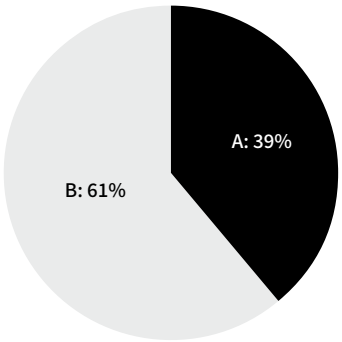

司 法 書 士

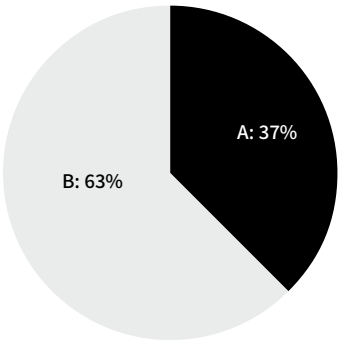

社会福祉士

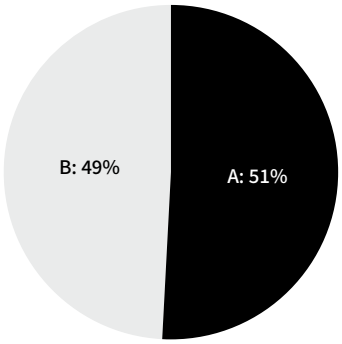

法人後見に従事

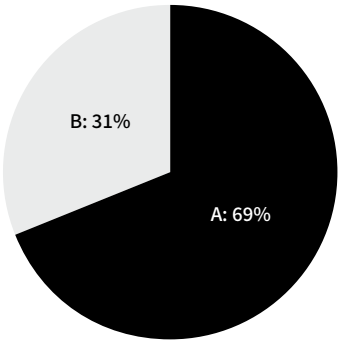

Q20 Q19で「知っている」と回答された場合、読んだことについて。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A じっくり読んだ。	2	1	7	2	12
B さらっと読んだ。	5	11	26	13	55
C 読んでいない。	0	3	8	9	20
計	7	15	41	24	87

全　　体

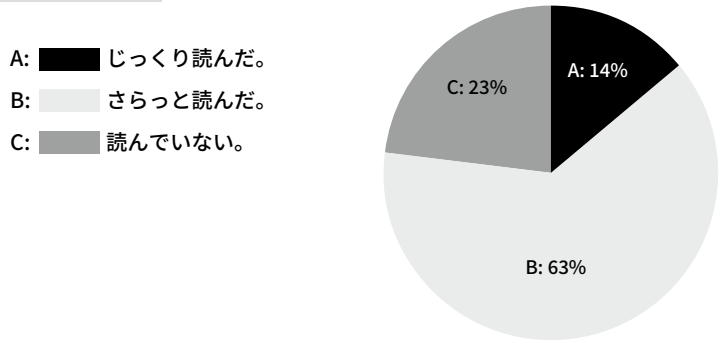

弁　護　士

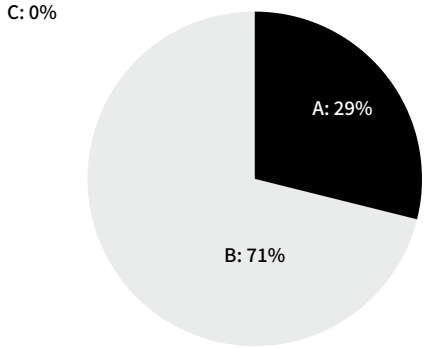

司 法 書 士

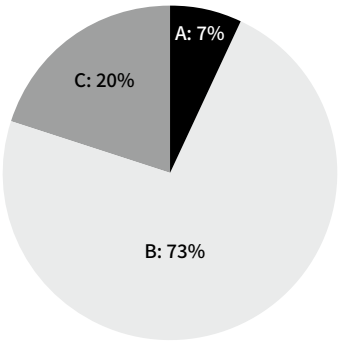

社会福祉士

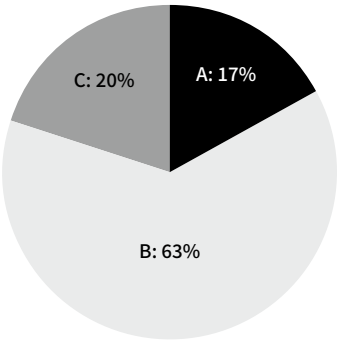

法人後見に従事

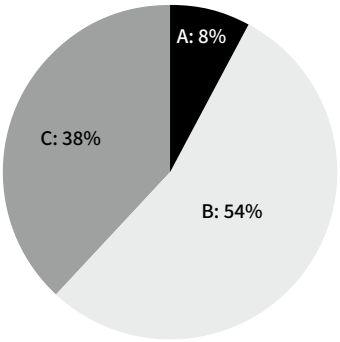

Q21 「【岡山版】成年後見人等の意思決定支援に関するガイドライン」（岡山意思決定支援プロジェクト）について。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 知っている。	4	7	23	19	53
B 知らない。	14	33	59	16	122
計	18	40	82	35	175

全　　体

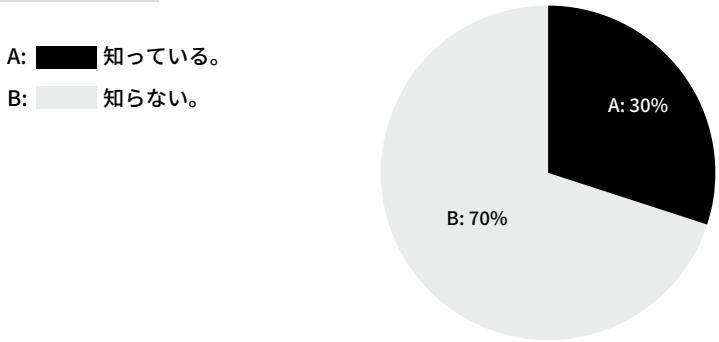

弁　護　士

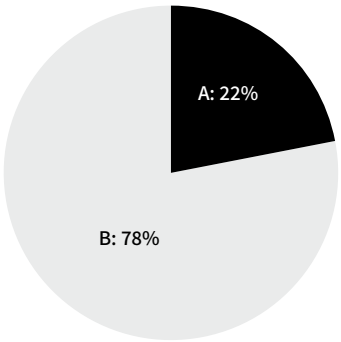

司 法 書 士

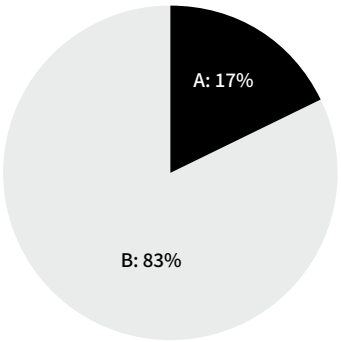

社会福祉士

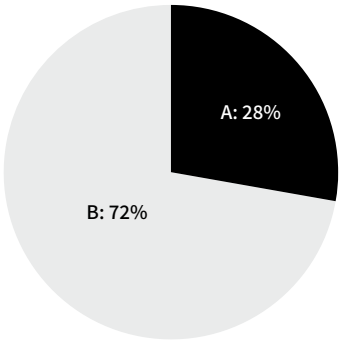

法人後見に従事

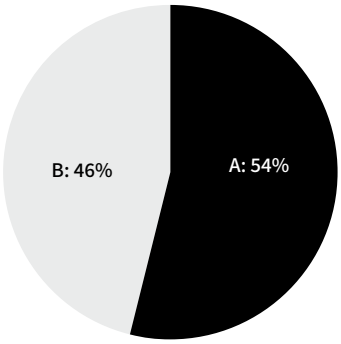

Q22 Q21で「知っている」と回答された場合、読んだことについて。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A じっくり読んだ。	0	0	3	3	6
B さらっと読んだ。	4	5	14	8	31
C 読んでいない。	0	2	6	8	16
計	4	7	23	19	53

全　　体

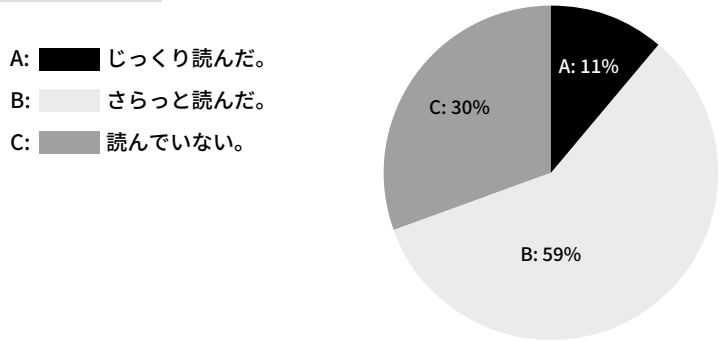

弁　護　士

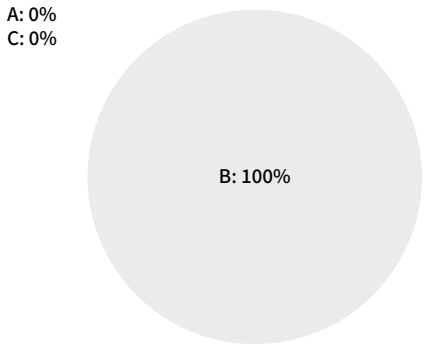

司 法 書 士

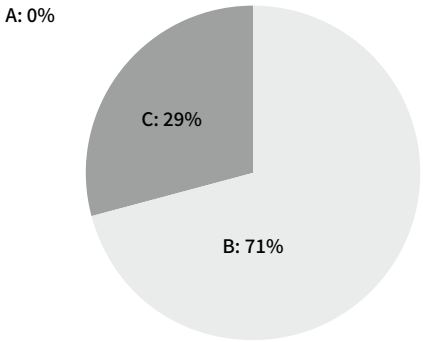

社会福祉士

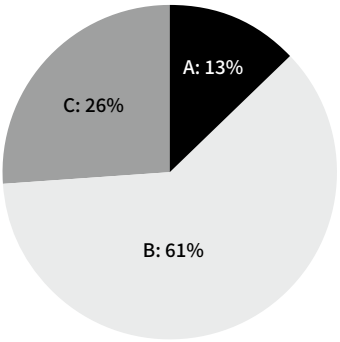

法人後見に従事

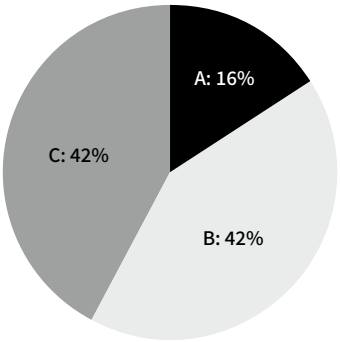

Q23 「意思決定支援　実践ハンドブック」（日本社会福祉士会編）について。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 知っている。	1	5	51	20	77
B 知らない。	17	35	31	15	98
計	18	40	82	35	175

全　　体

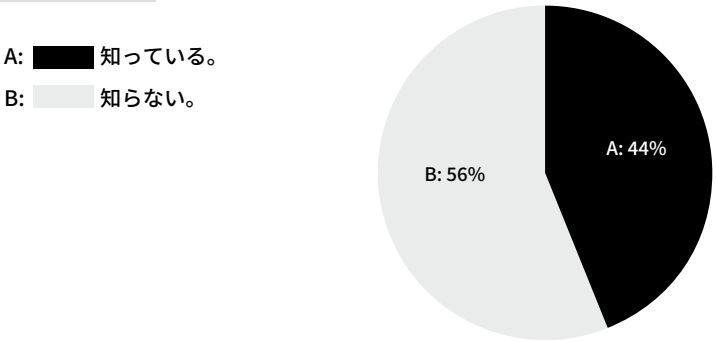

弁　護　士

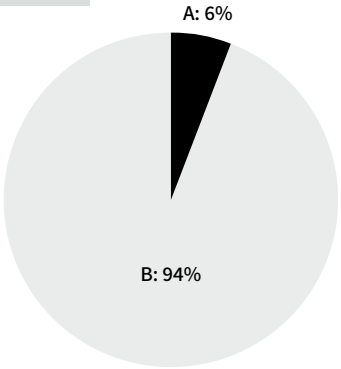

司 法 書 士

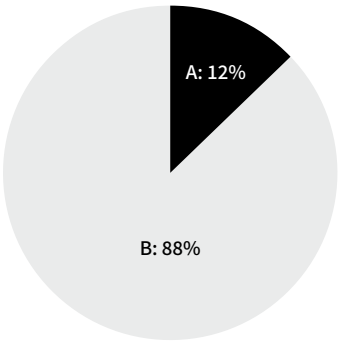

社会福祉士

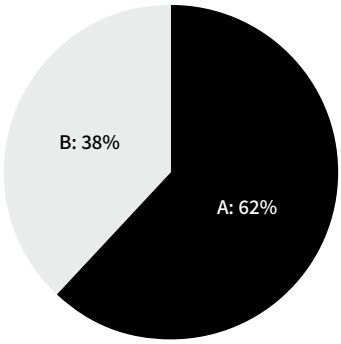

法人後見に従事

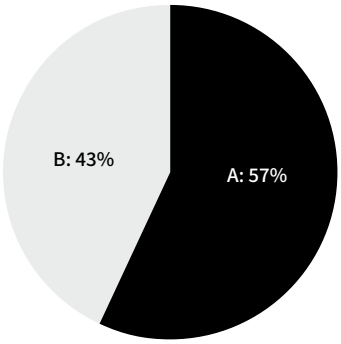

Q24 Q23で「知っている」と回答された場合、読んだことについて。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A じっくり読んだ。	0	0	8	4	12
B さらっと読んだ。	1	3	25	10	39
C 読んでいない。	0	2	18	6	26
計	1	5	51	20	77

全　　体

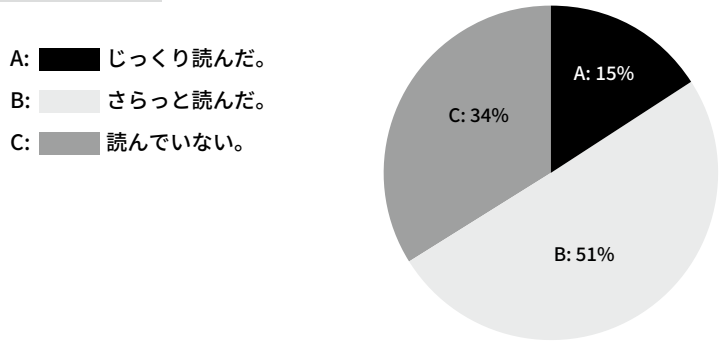

弁　護　士

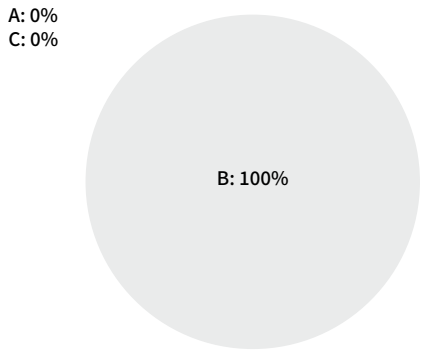

司 法 書 士

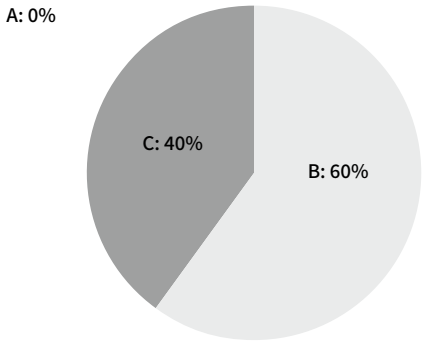

社会福祉士

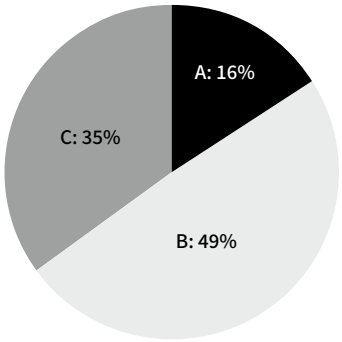

法人後見に従事

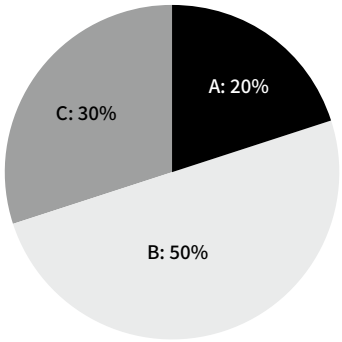

Q25 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（厚生労働省）について。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 知っている。	4	14	39	21	78
B 知らない。	14	26	42	14	96
計	18	40	81	35	174

全　　体

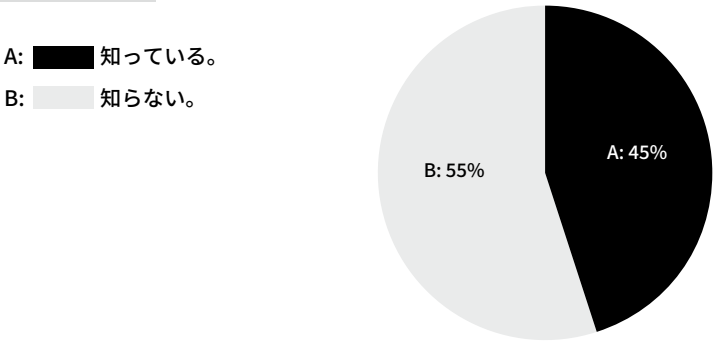

弁　護　士

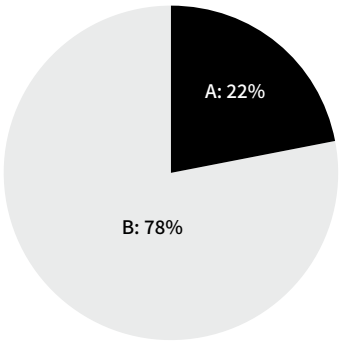

司 法 書 士

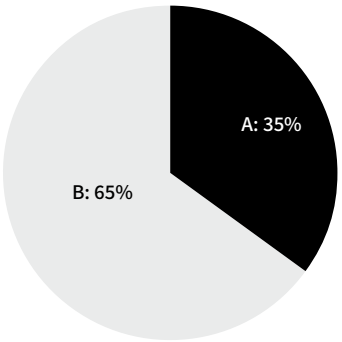

社会福祉士

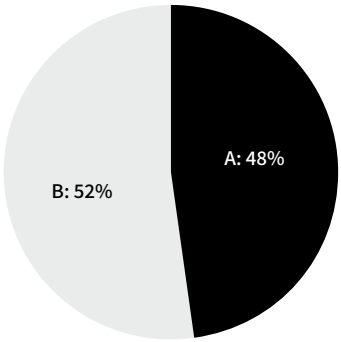

法人後見に従事

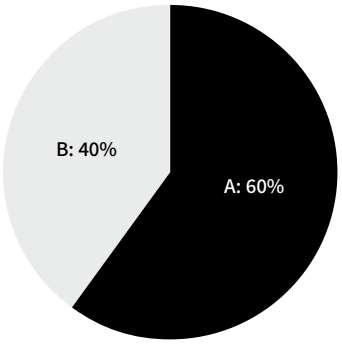

Q26 Q25で「知っている」と回答された場合、読んだことについて。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A じっくり読んだ。	0	1	8	4	13
B さらっと読んだ。	4	10	20	12	46
C 読んでいない。	0	3	11	5	19
計	4	14	39	21	78

全　　体

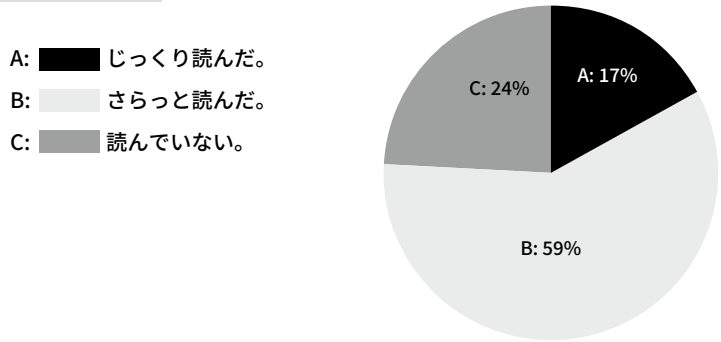

弁　護　士

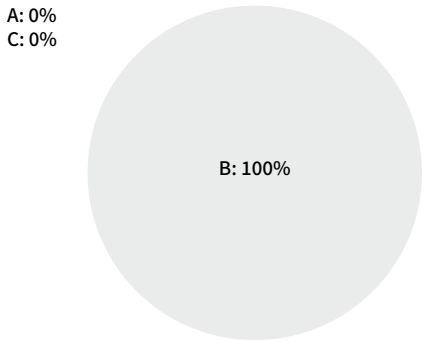

司 法 書 士

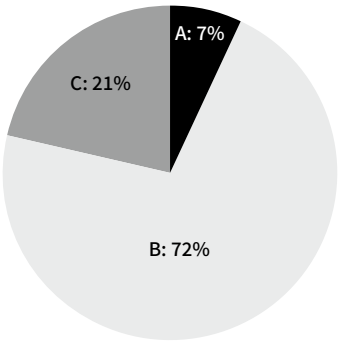

社会福祉士

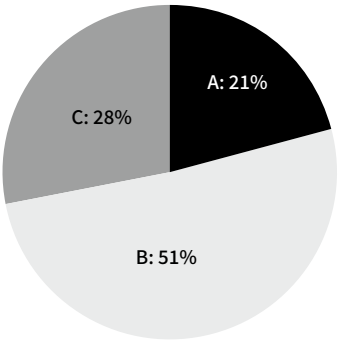

法人後見に従事

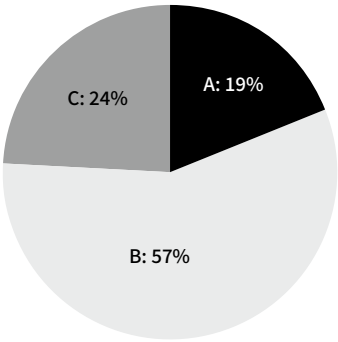

Q27 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（厚生労働省）について。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 知っている。	5	10	36	16	67
B 知らない。	13	30	46	19	108
計	18	40	82	35	175

全　　体

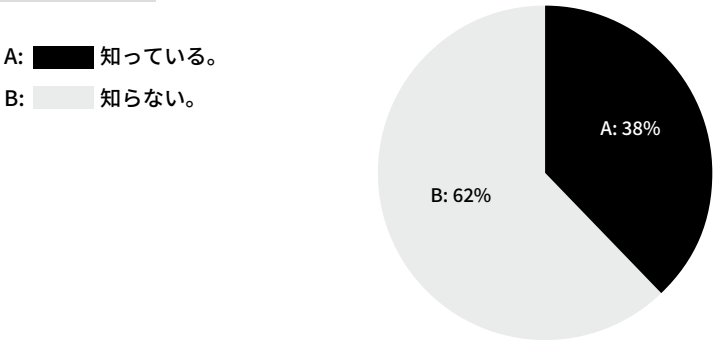

弁　護　士

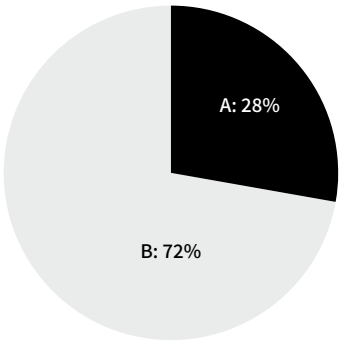

司 法 書 士

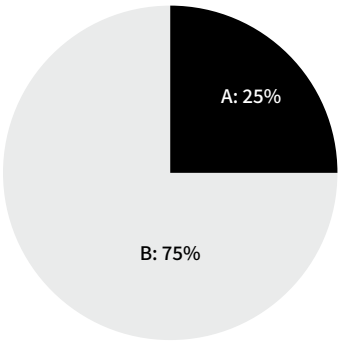

社会福祉士

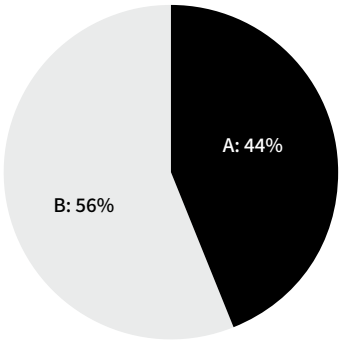

法人後見に従事

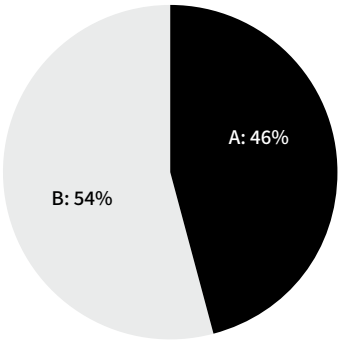

Q28 Q27で「知っている」と回答された場合、読んだことについて。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A じっくり読んだ。	0	1	15	3	19
B さらっと読んだ。	5	9	15	9	38
C 読んでいない。	0	0	6	4	10
計	5	10	36	16	67

全　　体

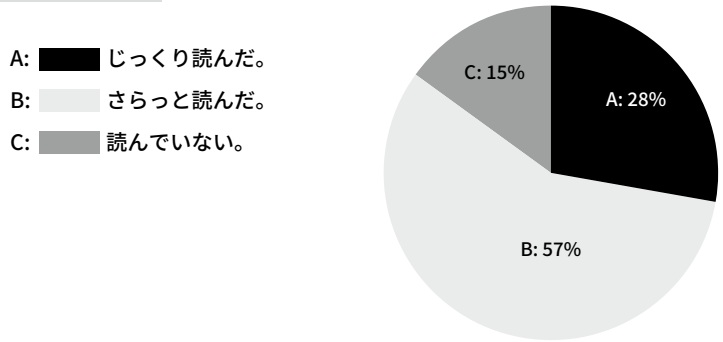

弁　護　士

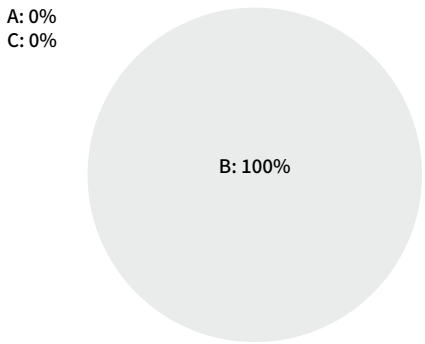

司 法 書 士

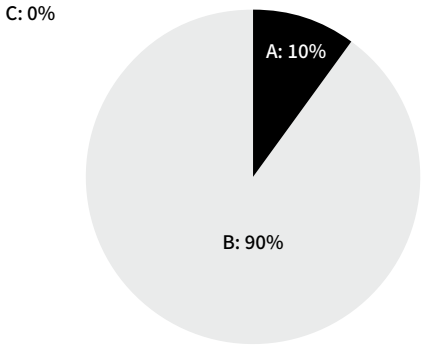

社会福祉士

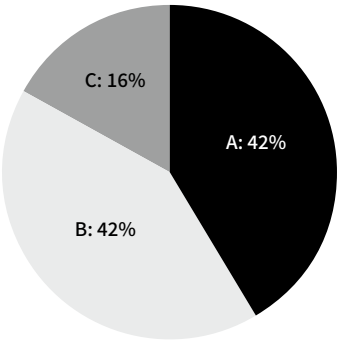

法人後見に従事

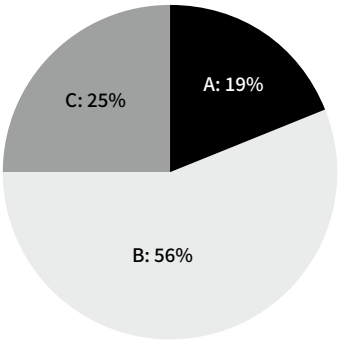

Q29 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（厚生労働省）について。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 知っている。	4	10	36	17	67
B 知らない。	14	30	46	18	108
計	18	40	82	35	175

全　　体

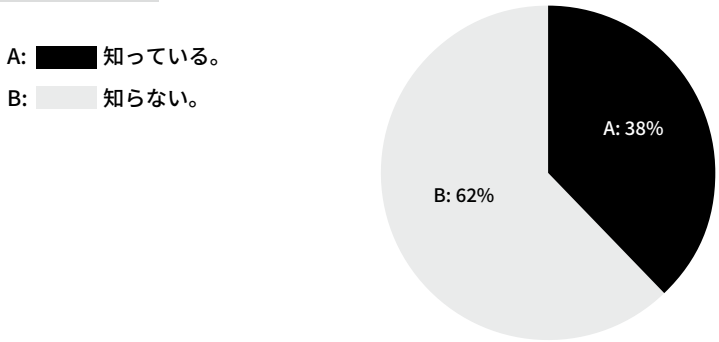

弁　護　士

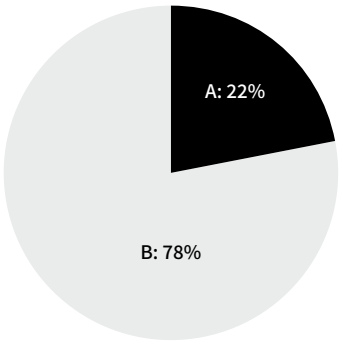

司 法 書 士

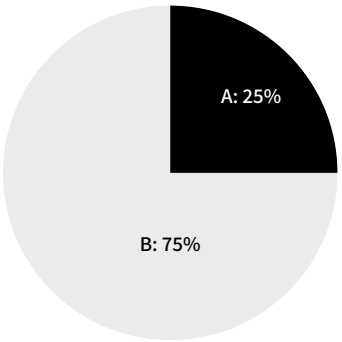

社会福祉士

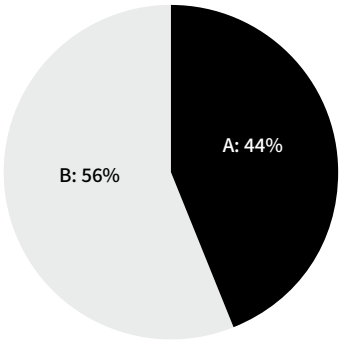

法人後見に従事

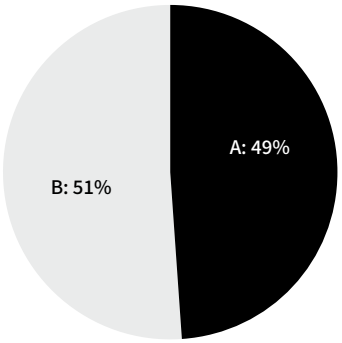

Q30 Q29で「知っている」と回答された場合、読んだことについて。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A じっくり読んだ。	1	1	13	3	18
B さらっと読んだ。	3	7	14	10	34
C 読んでいない。	0	2	9	4	15
計	4	10	36	17	67

全　　体

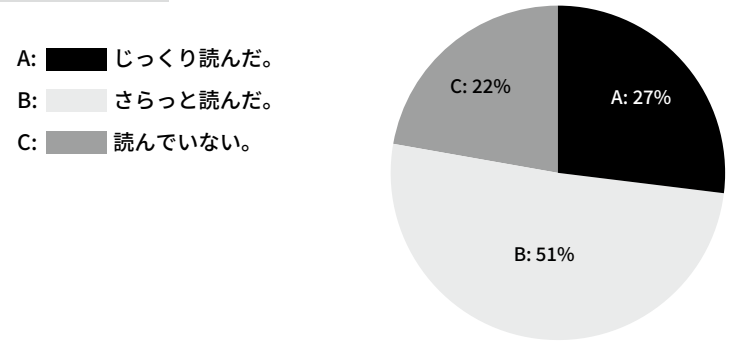

弁　護　士

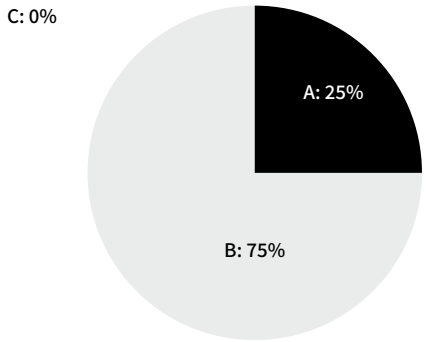

司 法 書 士

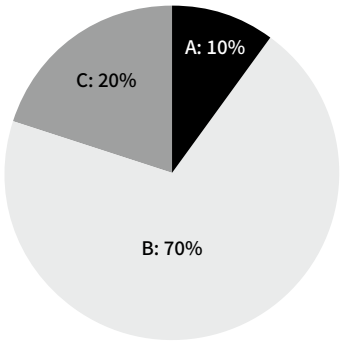

社会福祉士

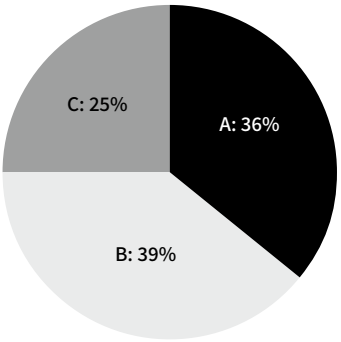

法人後見に従事

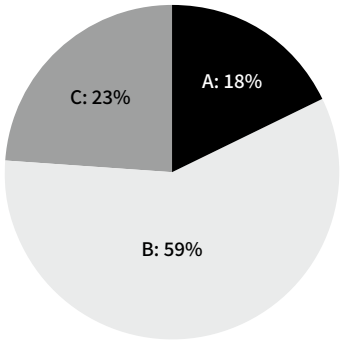

Q31 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班）について。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A 知っている。	2	9	29	13	53
B 知らない。	16	31	53	21	121
計	18	40	82	34	174

全　　体

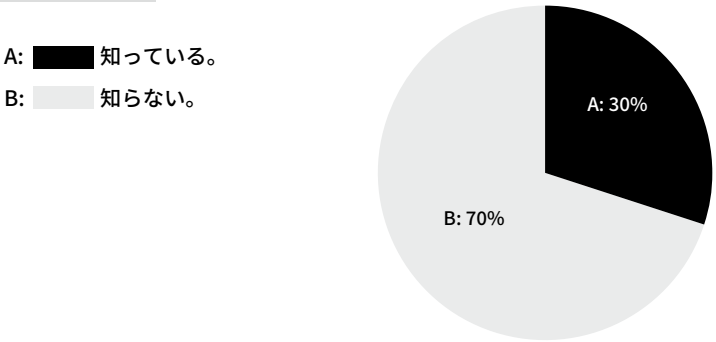

弁　護　士

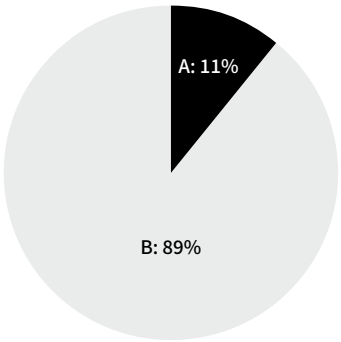

司 法 書 士

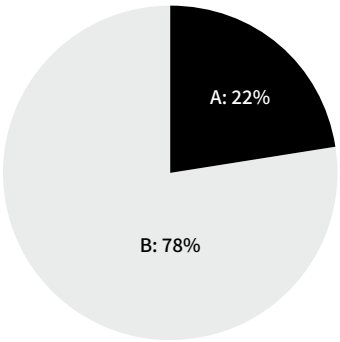

社会福祉士

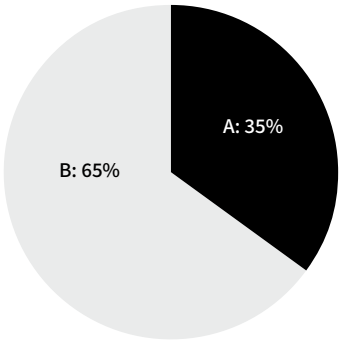

法人後見に従事

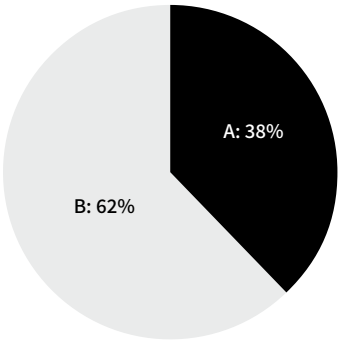

Q32 Q31で「知っている」と回答された場合、読んだことについて。【単一回答】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見に従事	全体
A じっくり読んだ。	0	0	14	4	18
B さらっと読んだ。	2	8	12	8	30
C 読んでいない。	0	1	3	1	5
計	2	9	29	13	53

全　　体

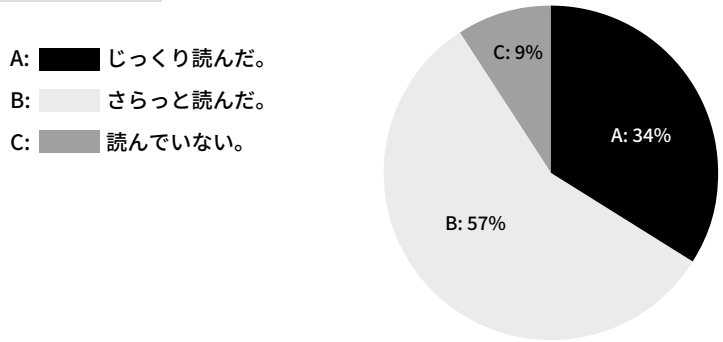

弁　護　士

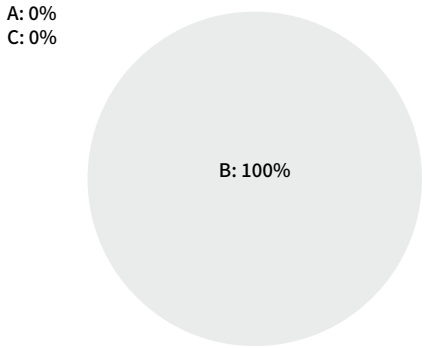

司 法 書 士

社会福祉士

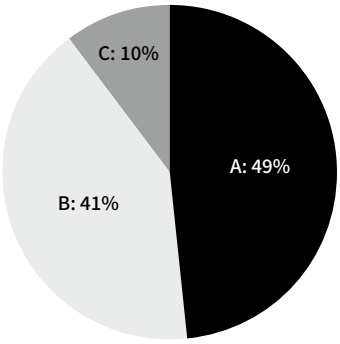

法人後見に従事

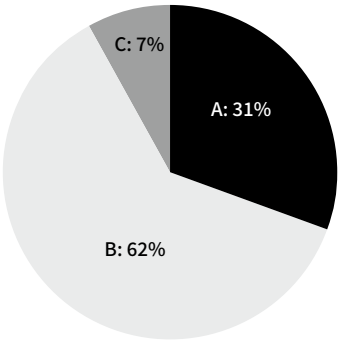

Q33 本人の意思を尊重することについて、思っておられること、考えておられること等をご自由にお書きください。【自由記述】

周囲の人間が考える客観的利益と本人の主観的利益が対立・矛盾する場合に、本人を説得できなければどちらを取るか決断しないといけないが、悩ましい。回復できるものであれば本人の意向に沿う解決を目指すが、そうでない場合に、本人の意向に反することもやむを得ないように考えている。また、本人への説得が周囲の意見の押しつけになっていないか、意思尊重できているといえるか、疑問に思うこともある。

言うは易く、行うは難し。

認知症の方など本人の意思確認ができないことが多いのが実情である。このような場合でもできる限り本人の意思を尊重したいとは思うが、なかなか難しい現実もある。もっとも症状も様々であり、ケースバイケースで対応すべきものと考えている。

例えば、旅行したいという時に使えるサービス提供者の情報がない。社会の理解がないように感じる。本人の希望をお金で解決した場合、裁判所がムダ使いで不適切な業務遂行と判断した時に、「本人の意思決定である」として、裁判所が間違っているといえるようにしてほしい。特に、コントロールした浪費や失敗を尊重することが正しいという社会認識を形成していってほしい。

まだ始まったばかりで十分な回答ができず、申し訳ございません。

ご本人の意思の実現が相当に困難であり、利益にならないと思われるときの対応に問題を残している。

健康に悪い等弊害がない場合、経済力に応じて、100%近く希望通りするのがいいと考えている。

本人の意思を確認できず、胃ろうや鼻管栄養の処置をされてしまうことがつらいです。その後気持ちが悪いのか管をはずそうとなさる。→手をミトンで拘束。→明らかに嫌がっていらっしゃる。
特養に入れない生活保護の方の生活が厳しい。サ高住と自宅生活とを比較すると、サ高住のほうがずっと費用がかかる。にもかかわらず、サ高住は自宅扱いなので。

自己の至らないことを痛感させられました。

知的障害の方の本人の意思について尊重していくことは、ある程度こちらサイドでの判断も入ってくるのは仕方ないが、難しいと感じます。

後見相当と判断された方でもすごくはっきりと意思が分かる方は結構いらっしゃるなと思います。

支援関係者の意見を充分に聴取し、本人の対話を時間をかけ充分にする事。

例えば施設入所について、本人は在宅を希望しているが、転倒リスクが大きいことから支援者間で話し合い（本人に承諾させて）入所してもらうことってありますよね。これってどうなんでしょう？

本人の意思を尊重したく、常に努力をしているが、認知度が高く、コミュニケーションを図ることが難しい状況にある。

そのことが本人のために重要なことはよく分かるが、本人の能力、自分の技術がないこと、他の支援者・親族の無理解等から結果として、意思を確認し、尊重することができていないように思う。また、在宅から施設に入居する場合などのときは、この機会をのがすと、入居できることが困難になるため、本人の意思尊重は二の次になることが多い。

知らないガイドラインがたくさんあることに驚きました。私のケースは市町村申し立てが多く、今までのその人の人生観を尊重して…というよりも、「さあ、たちまちアパートをひきはらい出金を減らし、施設をつないで特養に!!」という形になっています。お亡くなりになる前の財産管理、財産の整理、みたいになっています。本人の意思決定について学ぼうと思いました。大変な作業だと思いますが、アンケートをして下さってありがとうございました。

支援者の思いが強い程、パターナリズムに陥りやすくなる可能性もあり、常に「この支援で良いのか」と悩んでいます。その時はベストな選択、支援だと思っていても、後で振り返った時に「これで良かったのか」と考えることもあります。本当は後見制度がなくても、どの支援者でも「ご本人の意思を尊重する」ことができるのが理想かと考えることもあります。後見人としての意義と同時に重さ（人の大切な場面に関わるという意味で）も感じている日々です。

最初の情報を常に自分の中に入れる努力を続ける必要を感じた。

本人の意思を尊重し、お金を出して生活がしていけなくなるケースもあるのではないか。携帯電話代など、サービス利用の拒否などが考えられる。本人の意思決定を聞く前にていねいな説明が必要に思う。

高齢者のため施設に入所されていたとしても、地域との関係性は存在しており、地域との、施設内でのバランスを考えると、本人の意思を尊重する範囲に悩むことがあるが、本人ファーストで対応していきたいと思う。

精神障害で、体調に波がある方を担当している。多額の相続があったが、本人に金額を言うと、そう状態になり、病状悪化することが予想される。せっかく長期入院から退院して、グループホームで安心して暮らし、お金をかせぎたいとB型通所に週1回通い始めてリズムも安定した。原則、相続の額を伝えるべきと思うが、今の暮らしが崩れることを考えると悩む。本人のために使っていけるよう、生活に使える額を増やし、上等の衣類を購入したりしているが…。支援者にも相続の額は伝えたくないので（狙われるかもしれない）ひとりで考えています。これでいいのか…。

本人の意思を尊重しつつ、本人の幸福を追求することに腐心している。

多くのガイドラインの存在を知らなかったため、この機会に熟読したいと思います。

本人が望んでおられることに対して、支援者や家族が本気で反対する場面があります。医療的な判断、安全、金銭面‥‥様々な理由で本人の望むことが実現しないことが多いので、1〜3ヶ月に一度くらいは多少の無理を（特にお金）しても、本人の「納得」を大切にしたいと思います。被後見人になったとしても、「一人の人間」として、楽しみ、笑う時間を持ってほしいと思って活動しています。

認知症が進行しておられる方の意思を確認することに難しさを感じています。こちらの問いかけに対する返答を得ることも多く、ご本人の表情から読み取ったりする努力をしていますが、本人の意思にちゃんと添えているかいつも悩んでいます。

認知症や重度の知的障害のある方の意思の尊重は、直接支援されている支援者（特養の介護職員さん、障害者支援施設のワーカーさんなど）でないと実際は難しいです。後見人はその支援者の方の後方支援になると思います。そうした役割を専門職間で共有することが重要だと思います。

本人の意思を尊重することが時には成年後見人等の怠慢と捉えかねないこともあるのではないか。
Ex）※面談不要・財産管理拒否
現に本人が通帳を持ち、自ら財産管理したいという希望を裁判所により「後見制度利用の意味がないので取消をすすめる」とアドバイスをされた事例があった。（補助・親族後見・他府県事例）

経験が浅く、十分な回答ができる状態でないことをご理解下さい。

日々の取り組みの中で、倫理綱領と同様に各種のガイドラインを活動の柱としながら意思決定支援をすることが大切であると思います。

後見人と被後見人という制度上の関係（被後見人から見ると世話をしてもらっている。迷惑をかけている人という思いがある）のため、本当の意思を共有することが困難である（これは私自身の力量不足が大きな問題であるが…）。

今後各種のガイドライン等を読んで意思決定支援について理解を深めたい。

快・不快はある程度理解できているが、具体的な欲求の把握が困難であり、ご本人に対する手助けが出来ていないのではないかと自信が持てない状況にある。日常をスタッフの方々と過ごしておられる状況から、施設側の対応を冷静に見て行くことが一つの手だてと思っている。

「意思」を「AかBか選択させる」とか、法律用語の意思能力とか言ったときのことではなく、言葉通りの意思と考えた場合に、哲学とか行動経済学とかをはじめ、かなり広い領域からの考え方を身につけておく必要があるのではないかと感じています。もちろん、裁判所が「意思を尊重する義務に反しているから解任だ！」みたいなことを言うラインとは全然違うラインの話になるでしょうけど…。ただ、意思決定ガイドラインで達成したい意思はどちらかというと前者なのかなとは思っていますが。なので、後見人の受任団体等も、（本人が認知症だとかそういうことではなく）意思とは何か、それほど私たちは自明のものとして意思を自ら形成して、それを元に行動し生きているのか？という事を真摯に考えないといけないのでは…と感じています。もし私たちが実態としてそうではない（たとえば何となく毎日生きています、とか）なら、当然、被後見人にもその権利も保障しないと

いけないと思います。

本人の意志尊重にかかわらず、講習を受けただけで、後見人を個人で引き受ける事の限界を感じます。とても重い責務で、1人の力量で対応する事に私は困難さを感じます。あさがおさんのように法人後見として対応するのがベストではないか。年2回程度の報告はされていますが、その中でケースを把握するのは無理。密室化してしまう個人の対応はリスクが多いし、私自身何度も不安を感じました。本人意志の尊重についても、このような文献が沢山ある事も、仕事を持ちつつ後見活動をしている者にとっては、じっくり勉強する余裕が無いのが本当のところだと思います。そんな者に後見人をする資格が無いと言えば、それだけですが。

本人の意思と経済力の問題、65歳時の介護量と経済力、〜障害の時は無料で在宅においても十分すぎるくらいのヘルパーが入っているが、65歳になり要支援になると、自責になり（同じサービスを入れると）年金2級では難しい…。寝たきり状態で反応のない人（手でイエスノーも伝えられない人）の意思は難しい。

本人の気持ちの揺れや変化も含め、複数の支援者で、複数回聞き取りをし、記録し、意思を確認するプロセスを大切にしたいと思っている。意志決定支援のガイドライン、じっくり読んでみたい。（反省）

医療に関わる意思決定についていかに対応するか。例えば、胃ろうの造設が必要と思われるケースに対し、その判断は誰がするのか。

意思を尊重するというのは基本であり、大変に大事なことでもありますが、果たして本当に尊重できているのかどうか、これがご本人の意思を尊重した結果なのかどうかーと日々悩む毎日です。とりあえずご本人と共に悩みつつ、というスタイルです。

私自身は民法858条に基づいて被後見人さま等にかかわっている。本人の意思尊重は重要である。しかし、家族がそれを困難にするケースも多々ある。例えば被後見人等が家の修理や小遣いの増額（貯金が充分にある方）を願っても、身内である兄や姉が反対する。被後見人が死亡後に財産をもらう額が減るからである。後見業務に携わっている方々は、「意思の尊重」を決めて、日々実行していると思う。一例一例、ひとりひとりの被後見人の実状は違う。「意思尊重」の背景には、多くの援助者や財産管理・身上監護といった要素もある。被後見人等との関係構築から始まって天国へ行かれるまでが役目。大変難しい仕事であり、「意思尊重」だけで片付けられない悩みもかかえている。

成年被後見人一人一人それぞれに対応や置かれている状況が違うので、こちらの対応も異なる。このアンケートの回答はむずかしい。

本人の意思の尊重よりも生命の維持を優先する必要があると思って支援することがある。本人の意思の達成が困難と思える場合（支援者がそのように思っていることを確認している）は、そのことを避けたい気持ちが出ることは否めない。

意思を尊重した対応も日頃から考えているつもりです。しかし、認知症等で判断能力が十分でない方の意思をどのように確認し決定していただくのかむつかしいです。その為のガイドラインだと思いますが、私は「生命」ということを根底に決定支援していきたいと考えています。

本人に話をしたくなるような環境設定が必要。本人の意思は色々変わることの方が多いが、時間をかければその人の思いは伝わってくることの方が多い。いずれにしても、なるべく本人に会う機会をもうけて、訪問することが必要。

常に大変重要な事項と考え、関係者に協力を求め、チームとして支援することを後見人の責任だと考えている。

本人や身近な支援者との話し合いで行っている。支援で本人が穏やかな生活が出来ている。
共同生活が軽減できない。規約違反を繰り返す等の特性（課題）のある本人の意思を尊重するには複数の関係機関の連携によるケース会議で問題点を話し合い模索しながら支援をし続けて行くことでしか解決しない。（支援員・後見人等の常に利害関係がない外部の人が定期的に入って、本人と関わり、受け止め、自覚を促していくことも必要である。）

支援者個々のとらえ方によって、何が本人の意思を尊重することになるのかが違ってくると思うので、まずはツールなどを活用した研修の必要性を感じています。

社会福祉士として支援を必要とされている方と対する時、どうしたらご本人の意思に添えるか、ご本人が希望される生活を実現できるかと考えて来ました。最近、意思決定支援に関するハンドブックやガイドラインが出て来て、今まで皆さんがどんなに不自由な生活をして来られたのかと感じています。反面、本人の意思を尊重しなくてはならないからと、現状

を正しく把握出来ていない状態で表出された意思を修正する努力をしないで放置し、ご本人の生活の質を落としているのではないかと感じられる場面もあります。本人が希望されるから…だけではなく、正しい意思決定の支援をしていかなければと思います。

支援方針を支援者が検討する時に、「あるべき姿」をまず共通認識していることが多いのではないか。本人の意思を尊重することは、「あるべき姿」を追求することではないだろうし、一方で、100%の正解がない。成年後見業務においては、身上監護にどれだけ時間が割けるかで、本人の思いに沿った支援ができるのではないかと思う。「本人さんはどう思ってはるんやろ」の世界ですね。

成年後見人を受任する時、実際は本人のことをほとんど知らないで始めるのが実情である。本人の意志思いを表現する能力が落ちた状態で始まる。その様な中で本人の意志を尊重するということ自体の難しさがある。又、後見活動をする中でその人とどれだけの時間を過ごしているのか、本人をどれだけ捉まえているのか勘案すれば、本人の意志決定支援ができる等と考えること自体おこがましいとも思える。そんな中でも本人の思いを、自分がその身になった時どうしてほしいと考えて、置きかえて考えてみるとか、関わりのある人達と会議の中で、又日常のかかわりの中で確認しながら何とか本人の思いに達せればと考える。そんなものであろうかと思う。社会福祉の仕事の経験の中からも考えてこんなことを思っている。

成年後見人は法的に代理や同意・取消をする権限が与えられ、本人を保護し、権利が守られる支援をしなければなりません。認知や障害のレベルにもよると思いますが、本人の意思の尊重のハードルをどこにもっていくのか、本人の利益や幸せに繋がるものなのか、そこの部分は後見人としてしっかりと持っていなければならないと思います。特に保佐レベルのケースは金銭の判断があいまいな部分もあり、家裁から金銭部分の代理権がない審判も有り、実際後見が始まって類型の変更をした経験もあります。個人の意思尊重は生活全般に及びますが、成年後見人は常に客観的な視点をもち、ハードルをしっかりともち、ソーシャルワークを展開すべきと感じます。民法858条においても成年被後見人の意思を尊重し～と記載されています。この部分はブレずに支援していきたいと思います。

生活実態は意識と意思の総合的現象であり、継続的な時間軸と変容を前提としている。そうした文脈を理解しない一時的な支援は障害者や高齢者を抑圧するパワーになる。専門家よりもその人を大切に思う身近な人が助言者となることも視野に入れた方がよい。人と人が関わりあってこその生活、その人らしいつきあい方が保障されるべき。

40数年の間、思春期を対象に対人援助の仕事に携わってきました。基本にあるのは対等な信頼関係をもとに自立支援が目標です。たまたま、平成4年に社会福祉士の資格を取得しましたが、果たして何の役に立つのかと思っていました。夫を思わぬ事故で共に障害と向き合った後に亡くして、ひとり身になりました。前後して成年後見制度を知る機会に出会い、資格が役に立つことがわかり、すでに私自身が高齢者になっていましたが、できる範囲で受任して10数年がたっています。その過程で、被後見人の看取りに立ち合い、死後事務を済ませて役割を終えて受任できたことの幸せを感じています。人生の終りの方はかけがえのない本人の生き方でもあり、本人が決めることも学びました。先ず、本人と直接出会うことなしで、本人の意思尊重はありません。本人の人生の伴走者として、最後まで自立支援し、待ち続けているとご本人が待っていることに気づきます。そこに信頼関係が成立します。

意思表明が難しい人の場合、過去のその方のコーピングストラテジーを探るのですが、情報が少なく、勝手な想像になってしまうのではと危惧することがあります。表情などしっかり見つつ判断はしているし、他の支援者の意見も聞くようにしていますが、それでも難しいことだと感じています。

本人のまわりの人的環境も支援者も様々であり、本人の意思を尊重することについて理解を得ることが難しいことが多い。会議の開催を依頼しても実現できないこともある。

アンケートに協力出来なくてすみません。

意志は聞き、受けとめますが、明らかに添えない時は必要と思う支援を関係者と相談しながら実施していきます。

本人が利用してよかったと感じる（感じてもらえる）成年後見制度であるためには、本人の意思を尊重する姿勢がとても重要だと思う。関連するガイドライン資料については、じっくり読んで学ぶことが必要だと考えている。

この利用者は、判断能力が不十分で、適切な判断をすることができないと思い込むのではなく、どんな障

害や認知症があっても今まで人生を生きてこられた中で、その人の思いや判断があって、支援があれば、その人なりの決定ができると思う。

本人の意思を尊重することと、支援者としては「こうした方が良いのでは」と思う部分のバランスが難しい。

たとえ会話が難しい場合でも、あきらめずにご本人の思いはどのようなものなのか追及し続けることが大切だと思っています。認知症で話のつじつまが合わなくても会話の中に何かキーワードがないかと意識することが大切だと思います。

身上監護の視点という部分で、後見人によって差があるように思われる。本人の意思をくみ取って権利を擁護する事に加え、他の支援者と協働して本人が自分で物事を選択、決定する力を付けられるように支える必要があるように思う。

本人の意思を尊重するにあたり、技術・技能がまだまだ不足しており、技術・技能の向上に日々邁進を心掛けている。

施設入所者の方を担当しているので、ご本人から直接の意思をお聞きすることがなく、でも、ご本人からの意思は聞けなくても、ご提案や希望を言いやすい関係づくりになればいいかなと思っています。が、何を聞いても「何にもない」と言われると、自分の能力がないのかと、ちょっとヘコむ時があります。

本人が後見類型で意思確認ができない場合に、本人の今までの生活・成育歴を知る事、また親族の方からの聞きとりを行い、まずは本人の理解をする事が支援する中で第一かと思っています。

私自身が思う価値感と他の人の価値感はイコールでないこと、人それぞれ生きてきた中でいろいろな思いや価値感があることを忘れずに、その方の望む暮らしを一緒に考えさせて頂きたいと思いながら業務に携わっていますが、十分できているかどうかと問われると、そこは自分自身が評価すべき部分ではないと思っています。

意思決定支援は重要なことだと考えるが、後見人だけがそう考えるのではなく、本人に関わるすべての方が同じような考えにならないと実現できない。まず、啓発、理解が大切。社会が理念に追いつくまで時間がかかるのではないか。

こちらの思いと本人の思いが結果的に違っていた場合は再度考慮しなおす謙虚さが必要。

判断能力が不十分な方であっても、本人の意志を尊重することが一番だと考えます。また、周りの支援者が本人に寄り添って支援する「思いやり」の気持ちだと考えます。直ぐに結論を出せない場合であっても、本人の思いを汲み取り、時間をかけることも大切だと感じています。

まわりの支援者が、本人が成年後見制度利用を望んでいなかったり、別のサービスで本人の権利を守れるにも関わらず、“よかれと思って”本人に制度利用を強引に薦めている時があります。制度の説明も「助けてくれる」部分のみにフォーカスを当て、報酬のことや一度選任されると安易に辞任してもらえないことなどについてはあいまいな説明。ひどい時は虚偽の説明をしているのを目にしたりします。人の人生はとても重いものです。本人がどのような人生を送りたいか、どのような生活をしたいか、その人生に成年後見人に伴走してもらうことを本人が望んでいるのか…。少しでも疑問があれば立ち止まって考えることができる人でありたいと思います。

人間の意思というものは、日々、変化し取らえどころのないものだという意識を常に持ち、根気強く、ご本人に寄りそいたいと思っている。

意思を尊重できているかどうかは別として、そうしようと努力や意識がうすい後見活動は暴力的になりやすいと思います。

日頃、業務を行っている中で、ご本人の意思の尊重はとても重要だと考えている。特に、後見類型の場合は、支援者側の思いで支援方向も決まり、ご本人の思いがおきざりになってしまわないよう、いつも心がけてはいる。保佐の場合、ご本人の意向をどのように現実に即していけるか難しい場面もある。

どんな状況の方でも本人の意思は存在するという前提にたって、その意思が多様な選択肢の中から本人が自由な意思の元に考えられているか、またその意思が表出しやすい環境や人間関係の元で表明されたものかという事は気をつけています。また、そもそも後見人等（法人の担当者）として本人が自由に意思を伝える事ができる様な信頼関係構築に努め、どうしても自分には伝えにくい事は代わりに本人の意思を確認してもらえる支援者や親族とも日頃から関係性をつなげておくように心がけています。

本人の意思、希望は、現実的事柄と乖離している事も多くあり、意思の尊重をすれば、金銭的破綻や身体的悪影響を及ぼす事がある。ほとんどの場合、支援者が考える本人にとって最善の方法をとることに

なってしまわざるをえない。3類型に対して、1つの意思決定ガイドラインを用いるのは無理があると感じている。

意思を尊重すると言いながらも、本人以外の声を聞き「本人のため」と思い込み支援しているのではないかと振り返り反省することが多々あります。先日、後見人で支援していた方がお亡くなりになりました。受任して3ヶ月程でしたが、事務手続き（アパートの解約や金銭の把握、施設職員とのやり取り）に追われて、本人の声を十分に聞くことができたのか、本会で成年後見人として受任をさせていただき、幸せに過ごせていただけたのかと思い振り返ってみるのですが、客観的に評価できるものがなく、支援者流のやり方になっているのが実際なのではないかと感じています。

もっと自分の勉強が必要です。

公益財団法人ダイトロン福祉財団助成金事業

成年後見業務における成年被後見人等の意思の尊重に関する調査

この調査は成年後見人等の成年被後見人等に対する意思の尊重に関して行っておられることを中心にお聞きするものです。

質問は全部で３３項目あります。該当する項目にチェックしてください（例：☑）。また、自由記述もありますので、お考えをお教え頂ければ幸いです。

よろしくお願い申し上げます。

２０２０年１月

認定特定非営利活動法人あさがお

Ⅰ　総論

Ｑ１　あなたはどの資格を有していますか。（複数の資格をお持ち場合、主たる資格をお答えください。）【単一回答】

□ 弁護士

□ 司法書士

□ 社会福祉士

□ 法人後見に従事

Ｑ２　Ｑ１で「弁護士」「司法書士」「社会福祉士」のいずれかを回答された場合、お答えください。Q1 で回答された資格について、保有期間はどれくらいですか。【単一回答】

□　　～ 5 年未満

□　5 年以上～10 年未満

□ 10 年以上～15 年未満

□ 15 年以上～20 年未満

□ 20 年以上

Ｑ３　成年後見制度で初めて受任（法人後見に従事されている場合は「初めて担当」）してから現在までの年数はどれくらいですか。（2000 年 4 月の成年後見制度となって以降で、禁治産・準禁治産制度の時期は考えません。）【単一回答】

□　　～ 1 年未満

□　1 年以上～ 2 年未満

□　2 年以上～ 3 年未満

□　3 年以上～ 4 年未満

□　4 年以上～ 5 年未満

□　5 年以上～10 年未満

□ 10 年以上～15 年未満

□ 15 年以上～20 年未満

Q４　類型別受任件数（法人後見に従事されている場合は「担当件数」）をお答えください。

（１）2019 年 12 月末日現在

類型	件数
成年後見	
保佐	
補助	

（２）これまで受任した総件数（終了ケースを含む）

類型	件数
成年後見	
保佐	
補助	

II　各論

成年後見制度では身上保護を重視するとともに、本人の意思の尊重が大切とされています。このことは、現在取り組みが進められている成年後見制度利用促進においても求められているとおりです。

以下の質問（Q６と Q７を除く。）には、受任（担当）ケース１件ごとではなく、日頃の成年後見業務全体を通じてお考え頂き、お答えください。

Q５　成年後見業務の比率をお答えください。【単一回答】

☐ 財産管理と身上保護の両方だが、財産管理が中心である。

☐ 財産管理と身上保護の両方で、どちらも同程度である。

☐ 財産管理と身上保護の両方だが、身上保護が中心である。

☐ その他（　　）

Q６　現在、受任（担当）されているケースについて、本人との“面会”頻度をお答えください。

面会頻度	件数
１週間に１回程度	
２週間に１回程度	
１月に１回程度	

1～2 月に 1 回程度	
2～3 月に 1 回程度	
3～4 月に 1 回程度	
4～5 月に 1 回程度	
6 月～1 年に 1 回程度	
1 年以上で 1 回程度	

Q７　現在、受任（担当）されているケースについて、本人との 1 回あたりのおおよその“面会”時間をお教えください。面会時に、本人だけでなく、支援者との本人に関する情報共有等する時間も含みます。

1 回あたりの面会時間	件数
～10 分未満	
10～30 分程度	
30 分～1 時間程度	
1 時間以上	

Q８　成年後見業務では、次のどの項目で本人の意思を尊重されていますか。【複数回答可】

※ 関わりのない項目には、×をつけてください。

チェック欄	項目
	不動産の購入や売却
	不動産の賃貸借
	不動産の改修・増築・滅失
	預貯金、定期預貯金、定期積立預貯金等の契約や解約
	保険の契約や解約
	保険金や賠償金の請求や受領
	借金その他債務の弁済
	相続の承認や放棄

	贈与や遺贈の受け取りの諾否
	相続に関する手続き
	介護保険サービス、障害福祉サービス等の契約や解除、費用の支払い
	携帯電話の契約や解約、費用の支払い
	その他の契約や解除
	介護保険や障害福祉サービスの申請や認定に係る不服申立て
	福祉関係施設入所、医療契約、医療機関入院等に関する契約や解除

Q９　本人の意思を尊重するために、成年後見人等としてどのようなことを行っておられますか。【複数回答可】

□ 本人が話しやすくなるよう場所や時間等の環境に配慮する。

□ 本人が話しやすくなるよう表情や姿勢等に配慮する。

□ 本人が理解しやすくなるよう分かりやすい具体的な言葉を使う。

□ 本人が理解しやすくなるよう視覚情報(パンフレット、写真等)を活用する。

□ 本人が聞き取りやすいよう声のトーンや大きさに配慮する。

□ これから本人が決める事柄を、本人と確認する。

□ 本人が決める事柄に関する情報を収集し、本人に適切に提供する。

□ 成年後見人等が自分の意見やアドバイスを言わない、押し付けない。

□ 本人に出来るだけ話をしてもらうようにする。

□ 本人の意思を丁寧に、十分に聞き、確認し、整理し、本人がどれくらい理解しているか確認する。

□ 本人が他人の意見をどのように理解しているか、思っているか確認する。

□ 本人が決めるまで、十分な時間と体験する機会を提供する。

□ 本人にとって重要なことを決めるときは、本人を支援する人（支援者)、本人が信頼出来る人、安心できる人等が参加する会議を開催する。

□ 本人の思いは揺れるものと思い、一度きりのやりとりで「本人の意思はこれ」と判断しない。

□ その他（　　）

□ その他（　　）

□ 特に行っていることはない。

Ｑ１０　その他、本人の意思を尊重するために工夫していることがあればお答えください。【自由記述】

Ｑ１１　本人の意思は、どのような形態（場）で尊重していることが多いですか。【単一回答】

□ 成年後見人等が一人でしている。

□ 本人と成年後見人等のみで話し合いながらしている。

□ 本人や身近な支援者と話し合いながらしている。

□ 会議を開催し、本人の意思の尊重を支援している。

Ｑ１２　今後、本人の意思を尊重するために会議を開催するとすれば、どのようなときですか。【複数回答可】

□ 本人の居所が変わるとき

□ 大きな財産の変動があるとき

□ 退院するとき

□ 受診、介護保険サービス、障害福祉サービス等を利用するとき

□ 一定金額以上の買い物をするとき

□ お金の使い方を考えるとき

□ 本人にトラブルが生じたときとその後

□ 家族状況に大きな変化があったとき、大きな変化が想定されるとき

□ その他（　　）

□ その他（　　）

□ 特になし

Ｑ１３　Ｑ１１で「成年後見人等が一人でしている」「本人と成年後見人等のみで話し合いながらしている」「本人や身近な支援者と話し合いながらしている」のいずれかを回答された場合、お答えください。会議を開催しない理由としてどのようなことがありますか。【複数回答可】

□ 開催する必要性を感じない。

□ 会議の開催の仕方や進め方が分からない。

□ 会議を開催してくれる人がいない。

□ 会議を開催する時間がない。

□ 本人が会議の開催を嫌がる。

□ その他（　　）

□ その他（　　）

Ｑ１４　本人の意思を明確にするための自分自身の技術・技能はどの程度だと思っていますか。【単一回答】

□ 十分持っている。

□ まあまあ持っている。

□ あまり持っていない。

□ 持っていない。

□ わからない。

Ｑ１５　これまでの回答を踏まえ、本人の意思を尊重した成年後見業務をどの程度実施していると感じておられますか。【単一回答】

□ 出来ている。

□ おおむね出来ている。

□ どちらとも言えない。

□ あまり出来ていない。

□ 出来ていない。

Ｑ１６　Ｑ１５で「どちらとも言えない」「あまり出来ていない」「出来ていない」のいずれかを回答された場合、お答えください。その理由として何がありますか。【複数回答可】

□ 本人の意思が確認出来ないから（本人が意思表明出来ないから）。

□ 本人の意思を確認する技術・技能を持ち合わせていないから。

□ どうすればよいか分からないから。

□ それほど時間をかけられないから。

□ まわりの人（他の成年後見人等も含む）でやっている人がいないから。

□ 後見報酬に反映されないから。

□ 成年後見は代行決定だから。

□ その他（　　）

□ その他（　　）

Ｑ１７　本人の意思を尊重するため、今後、やっていきたいことをお答えください。【複数回答可】

□ 本人の話を聞き、本人の思いを大切にする。

□ 本人の価値観・思想信条、本人の心身の状況、知的発達の程度、パーソナリティ、障害特性、理解力・判断力、生活歴・生活状況、周辺状況、おかれている状況等本人を知ることを大切にする。

□ 本人との信頼関係を築くことを大切にする。

□ 支援者から話を聞き、客観的な情報からも本人を知る。（暗に本人の言動だけにとらわれず、真意を把握するように努める。）

□ 支援者との関係を築くことを大切にする。

□ 自分だけで完結させないことを大切にする。

□ 本人が経験し、時に失敗する機会を奪わないことを大切にする。

□ 本人が最も信頼している人を把握し、その人との関係構築を検討する。

□ その他（　　）

□ その他（　　）

□ 特になし

Ｑ１８　本人の意思を尊重するにあたり、課題だと感じておられることはありますか。【複数回答可】

□ 支援者間で情報共有が出来ておらず、共通認識がないこと

□ 家族や支援者の理解がないこと

□ 家族や支援者の協力が得られないこと

□ 本人の意思を尊重するには時間がかかること

□ 本人の意思を明確にするための技術・技能がない・不足していること

□ 後見報酬に反映されないこと

□ その他（　　）

□ その他（　　）

Ⅲ　その他

Ｑ１９　「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」（大阪意思決定支援研究会）について。【単一回答】

□ 知っている。

□ 知らない。

Ｑ２０　Ｑ１９で「知っている」と回答された場合、読んだことについて。【単一回答】

□ じっくり読んだ。

□ さらっと読んだ。

□ 読んでいない。

Ｑ２１　「【岡山版】成年後見人等の意思決定支援に関するガイドライン」（岡山意思決定支援プロジェクト）について。【単一回答】

□ 知っている。

□ 知らない。

Ｑ２２　Ｑ２１で「知っている」と回答された場合、読んだことについて。【単一回答】

□ じっくり読んだ。

□ さらっと読んだ。

□ 読んでいない。

Ｑ２３　「意思決定支援　実践ハンドブック」（日本社会福祉士会編）について。【単一回答】

□ 知っている。

□ 知らない。

Ｑ２４　Ｑ２３で「知っている」と回答された場合、読んだことについて。【単一回答】

□ じっくり読んだ。

□ さらっと読んだ。

□ 読んでいない。

Ｑ２５　「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（厚生労働省）について。【単一回答】

□ 知っている。

□ 知らない。

Ｑ２６　Ｑ２５で「知っている」と回答された場合、読んだことについて。【単一回答】

□ じっくり読んだ。

□ さらっと読んだ。

□ 読んでいない。

Ｑ２７　「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（厚生労働省）について。【単一回答】

□ 知っている。

□ 知らない。

Ｑ２８　Ｑ２７で「知っている」と回答された場合、読んだことについて。【単一回答】

□ じっくり読んだ。

□ さらっと読んだ。

□ 読んでいない。

Ｑ２９　「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（厚生労働省）について。【単一回答】

□ 知っている。

□ 知らない。

Ｑ３０　Ｑ２９で「知っている」と回答された場合、読んだことについて。【単一回答】

□ じっくり読んだ。

□ さらっと読んだ。

□ 読んでいない。

Ｑ３１　「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班）について。【単一回答】

□ 知っている。

□ 知らない。

Ｑ３２　Ｑ３１で「知っている」と回答された場合、読んだことについて。【単一回答】

□ じっくり読んだ。

□ さらっと読んだ。

□ 読んでいない。

Ｑ３３　本人の意思を尊重することについて、思っておられること、考えておられること等をご自由にお書きください。【自由記述】

お忙しいところ、ご協力頂き有り難うございました。

成年後見業務における成年被後見人等の
意思の尊重に関する調査

2020年5月発行

発　行：　認定特定非営利活動法人あさがお
滋賀県大津市浜大津3丁目2−4

印　刷：　城南印刷所
京都府城陽市平川横道8-19